

●古賀・大下論争を読み解く―「前期難波宮九州王朝副都説」について

川瀬健一

はじめに：

「古田史学の会」の古賀さんによる「前期難波宮九州王朝副都説」については、会員の正木さんや服部さん、さらには富川さんによる、古賀説への補強的研究が展開され、「古田史学の会」の「定説」の様相を呈している。その一方で、会員の大下さんからは、古賀さんの論は「前期難波宮孝徳期宮殿説」を展開する大阪歴史博物館の見解を盲信したもので、その論は古田さんが確立した研究方法からみても間違っただけのものとの厳しい批判がなされ、今でも激しい論争が展開されている。

しかし論争を歴史的に振り返ってみると、そもそもこの論争は、2011年の2月から2012年4月の「古田史学会報」上での論争で決着がついており、古賀さんの論が成り立たないことは明白となっていて、以後は、自説にこだわる古賀さんが、大下さんの批判をなかつたこととして無視し、次々と大阪歴史博物館によってなされる「新発見」を追認して自説の証拠として示しているだけのものだ。

また論争を振り返ってみると、一方的に古賀さんが間違っているわけではなく、批判した大下さんの方にも、批判の不十分さや論点のずれが多々見られる。

しかし古田史学の会の会員の中には、多数の論争の意味すら分からない人がいるようであるし、学問を深めるには、当該の論に関わる論争史を振り返ってみることは極めて有益であるので、この問題を論争史として検証してみたい。

すなわち、論争史を振り返ってみると、論争の中の何が重要で、論争の中でそれがどの程度深められたのかとか、逆にどの点が深められずに忘れ去られたのかとか、論争の中に、対立する意見を超えたところに真実があることもわかってくるのだ。もちろん論争で解決されなかった残された課題も出てくるのである。

そこで「前期難波宮九州王朝副都説」の歴史を振り返りながら、古賀・大下論争を読み解いていきたいと思う。

1) 例会での口頭発表とブログでの展開の時代 ―「古田史学会報」への掲載までの前史―

「前期難波宮九州王朝副都説」が古田史学の会の例会で語られるようになったのは、2005年から2006年のことであるという（古賀さんの洛中洛外日記第95話・2006/8/22）。それは、『日本書紀』白雉改元記事の史料批判から、あるいは前期難波宮の規模や様式などから、この難波宮を九州王朝の副都とする仮説だと。

そして「前期難波宮九州王朝副都説」の話が古賀さんのブログ（洛中洛外日記）に出てきたのは、この2006年8月22日の第95話が最初である。そしてこのブログ第95号で紹介されたことは、8月19日の関西例会で、古賀さんが「続・白雉改元の史料批判」と題した報告したことだけで、ここでも例会での報告内容は、ほとんど紹介されることはなかった。

古賀ブログを検索してみると、古賀さんが「前期難波宮九州王朝副都説」を関西例会で最初に発表したのは、2005年10月15日で、報告の題は、「白雉改元の史料批判」、2006年8月19日の「続・白雉改元の史料批判」が二回目であった。

そして三回目が、2007年8月18日。報告の題は「平安時代の「評制」文書一『皇太神宮儀式帳』『神宮雑例集』の史料批判一」であった。そしてこの報告は、続く8月26日の洛中洛外日記第140話で、初めて少し詳しく紹介された。重要なので全文を引用しておこう。

8月の関西例会で、わたしは「平安時代の「評制」文書一『皇太神宮儀式帳』『神宮雑例集』の史料批判一」というテーマを発表しました。延暦23年（804）に成立した、伊勢神宮の文書『皇太神宮儀式帳』に「難波朝廷天下立評給時」という記事があり、しかも同文書は太政官に提出された解文、いわば公文書であることを紹介しました。すなわち、平安時代の近畿天皇家内部の公文書に九州王朝の制度であった「評」が記されていることを指摘しました。

たとえば『日本書紀』はおろか、延暦16年（797）に成立した『続日本紀』でも、700年以前の「評」を「郡」に改竄されているのですが、ほぼ同時期に解文として提出された『皇太神宮儀式帳』には「天下立評」や「評督」という記述が使用されており、近畿天皇家のとった九州王朝隠滅方針にも、内部では温度差のあったことがうかがえます。

さらに、「難波朝廷天下立評給時」という記事は、九州王朝が評制を施行した時期を難波朝廷（孝徳天皇）の頃、すなわち650年頃であるとするもので、評制開始時期を記した現存する唯一の史料でもあり、貴重です。この頃、太宰府政庁よりもはるかに大規模な朝堂院様式を持つ前期難波宮が完成しており、このことと「天下立評」とは何かしら関係しているのではないかと想像しています。この件、今後も研究していきたいと思っています。

そしてこの報告が初めて「古田史学会報」に掲載され、会員諸氏に公開された。それは2007年10月10日発行の第82号である。

さらにこの号には、正木さんが「白雉年間の難波副都建設と評制の創設について」という論考を発表され、古賀さんの「皇太神宮儀式帳」「神宮雑例集」をもとに、難波長柄豊前宮時代（孝徳期）に評制度が創設されたのではないかと説は、正木さんがすでに展開していた、書紀の「白村江以降の三四年遡上り」盗用という観点からも強く支持できる

と「強力な応援」を出したのだ。

思うに古賀さんの「前期難波宮九州王朝副都説」がなかなか活字化されず、例会での口頭報告と「洛中洛外日記」への掲載しかなされなかったのは、従来の古田史学の会の常識とはかけ離れた自身の説に、会員が賛意を示してくれるという確信が古賀さんになかったからではないか。そして、初めて古田史学会報に古賀さんの説がその一部だけでも掲載されたのは、『皇太神宮儀式帳』という後世の史料ではあるが、ここに九州王朝が実施したことの明らかな「評」制の施行記事が出現し、しかもそれが、「難波朝廷」という「難波宮」に都を置いた朝廷の時代に出来たというのだから、これで「前期難波宮」こそ九州王朝の都で、しかもここで「天下立評」という一大画期が行われたことが論証されたと、古賀さんは小躍りしたことであろう。しかも正木さんによる応援論考まで提出されたのだから、その逡巡する姿勢に背中を押したものと思われる。

しかしこの最初の文書による発表の段階で古賀さんはすでに躓いている。

『皇太神宮儀式帳』という史料の全体像が提示されておらず、その資料のどこに「難波朝廷天下立評」の語があったのかを示していないので、確かなことは言いにくいのだが、古賀さんは「難波朝廷」との語は、書紀の孝徳期のことだと即断されている。元史料はあくまで「難波朝廷」で「評」制度が施行されたとき、という表現であって、この「難波朝廷」とはいつのどこにあったものかは明記していないと思われる。

だが古賀さんは、これ以前に大阪の「前期難波宮」をどう九州王朝論の中に位置づけるのか悩まれ、しだいにこれは九州王朝の都の一つなのではないかとの仮説に傾いていた。丁度その時にこの史料に出会った古賀さんは、「難波朝廷」を大阪の上町台地にある前期難波宮に都した朝廷と即断してしまったのだ。

『皇太神宮儀式帳』は「古田史学の会」の中でも早くから知られた史料である。たとえば、古田史学論集『古代に真実を求めて』第四集（2001年10月明石書店）所収の「多元的古代の土地制度」（大越邦生著）は、当該の部分の読み下し文をほぼ全文掲載している。

「難波朝廷（孝徳）、天下に評を立て給いし時に、十郷を以て分ちて、度会の山田原に屯倉を立てて、新家連珂久多は督領、磯連牟良は助督として仕え奉りき。十郷を以て分ちて竹村に屯倉を立て、麻績連広背は督領、磯部真夜手は助督として仕え奉りき。（中略）近江大津朝廷天命開別天皇（天智）の御代に、甲子（天智称制三）年を以て、小乙中久米勝麻呂に多気郡の四箇郷を申し割きて、飯野の高宮村に屯倉を立てて、評の督領として仕え奉りき」（『皇太神宮儀式帳』、原漢文）。

つまり古賀さんが九州王朝よる「評」制施行の証拠とされた史料はこれだ。

そして最近では、2008年4月8日の「古田史学会報」85号掲載の「常色の宗教改革」（正木裕著）は、その資料の全文を元の漢文で引用している。

『皇太神宮儀式帳』延暦二三（八〇四）八月二八日伊勢大神宮祢宜等解・初神郡度会多気飯野三箇郡本記行事

右從纏向珠城朝廷以來、(1) 至于難波長柄豊前宮御宇天万豊日天皇御世。有尔鳥墓村造神痔*弓、為雜神政所仕奉支。而難波朝廷天下立評給時仁、以十郷分弓、度会乃山田原立屯倉弓、新家連阿久多督領、磯連牟良助督仕奉支。以十郷分、竹村立屯倉、麻統連広背督領、磯部真夜手助督仕奉支。(2) 同朝廷御時仁、初大神宮司所稱、神痔*司中臣香積連須氣仕奉支。是人時仁、度会山田原造御厨弓、改神痔*止云名弓、号御厨、即号大神宮司支。

痔*は、广に寺。」((1)(2)は正木さんが文脈を整理するために入れたもの)

意味は、「纏向珠城朝廷から難波長柄豊前宮御宇天万豊日天皇御世に至るまでは、有尔鳥墓村造が神痔にて、雑神を政所で仕え奉って来たが、難波朝廷が天下に評を立て給いし時に、十郷を分けて、渡会の山田原に屯倉をたてて、督領・助督をそれぞれ定めて治めさせた。また十郷をもって分けて竹村に屯倉を立てて、ここにも督領・助督を定めて治めさせた。この朝廷の御時に初めて、大神宮司所と称して、神痔*司中臣香積連須氣が支え奉った。この人の時に、度会山田原造御厨にて、神痔の名を辞め改めて、御厨と号し、即ち大神宮司と号して支えた」と。

インターネット検索をしてみると、『皇大神宮儀式帳』が二種類ネット上で見られる。

一つは国文学研究資料館のもので、高知県立図書館蔵の『内宮儀式帳』を写真撮影したもの。その全 93 コマの中の 58 コマ目に、該当の記述がみられる。二つ目は、京都大学付属図書館のもので、同図書館所蔵平松文庫の『皇大神宮儀式帳』の写真版全 76 コマで、その 46 コマ目に当該の史料が見られる。

二つの元史料を見てわかることは、元史料には私が推定したとおり、「難波朝廷」との語が記されただけで、ここに(孝徳)との注記は入っていなかった(高知図書館蔵本では「朝廷」と表記、京都大学付属図書館蔵本では「朝廷」と表記されている。「朝廷」の方が古い表記である)。

「難波朝廷天下立評給時」の一文を見たときに、これをすぐさま書紀の記述に基づいて孝徳期の出来事と古賀さんは即断されたことは確実である。

そしてこれを導いたものがこの史料の中にある。それは、大神宮司と称するまでは神痔と称していたが、それは、纏向珠城朝廷から難波長柄豊前宮御宇天万豊日天皇御世に至るまでだと。それが難波朝廷天下立評の時にここに度会評が造られたときに変わったという記述だ。最初の年紀は明らかに書紀の記述に基づいているとはいえ、難波長柄豊碓宮に都した孝徳の時が丁度「難波朝廷天下立評」の時だと、この史料は言っているからだ(ただし「難波長柄豊前宮御宇天万豊日天皇御世」=「難波朝廷」とは言っていないことに注意)。

だが、書紀の記述の中で「難波」という地名に二種類あることはよく知られている。一つは明らかに九州の博多付近。そしてもう一つは、大和に近い大阪湾付近。二つの「難波」が知られているが、それを明確に区別できるようには書紀の記述はなされていない。だから「難波」と言ってもどちらなのかがまず、一つ一つの例に沿って探求されなければならない。

さらに書紀には一度だけ「難波朝庭」との語が出てくることを古賀さんは御存じなのだろうか。

それは書紀天武紀。天武 11 年 9 月の勅の中に出てくる。すなわち、『九月辛卯朔壬辰、勅「自今以後、跪禮・匍匐禮、並止之。更用難波朝庭之立禮。」』と。

「是より以後、跪く礼や這う礼などは共に停止し、難波朝庭の立礼を用いることとする」
との 9 月 2 日の勅令である。

ではこれより前に礼法を定めた記事が書紀にあったか。

実はあるのだ。

それは孝徳紀。白雉三年の記事である。

『是歳、壞小郡而營宮。天皇、處小郡宮而定禮法』と。

この時定めた礼法が立礼なのかどうかは記述されず、ただ、『凡有位者、要於寅時、南門之外、左右羅列、候日初出、就庭再拜、乃侍于廳。若晚參者、不得入侍。臨到午時、聽鍾而罷。其擊鍾吏者、垂赤巾於前。其鍾臺者、起於中庭。』と、有位者の朝庭における勤務の仕方の部分だけが引用されているだけだが、日の出前に南門の外に並び、日の出時に広場に行って再拝し、それから政庁に入って仕事をする形は、夜と昼とで世の中を治めるもの（兄弟の王）が交代するという倭国の伝統をよく引き継いだものである。

この時に定めた礼法が天武紀に引かれた「難波朝庭」の礼法である可能性は高い。

ただしこの書紀の記事は編者によって改変されていると思われる。それはこの礼法制定が近畿天皇家の事績であるかのように見せかけるために、「天皇」の語を挿入したことである。元の文はおそらく、『是歳、壞小郡而營宮。處小郡宮而定禮法』と主語が省略してあったものと思われる。小郡の屯倉の建物を壊して「小郡宮」に建て替え、そこで礼法を定めたものだ。

そしてこの前後、孝徳紀宮関係記事を先に精査したとき、この「小郡宮」をはじめとして、「大郡宮」「難波碕宮」などの宮宮が出現するのだが、これらの宮宮があった場所は、九州の難波付近であったと推定できる。その理由は、孝徳の「難波長柄豊碕宮」から中大兄が母や妹そして群臣をつれて離脱し大和の宮に戻った時、その大和の宮は「倭飛鳥河邊行宮」とわざわざ「倭」を付けて表示されており、これは九州の「日本国」の地ではなく、遠く離れた東国の別王朝の「倭国」の大和の宮だという意味の表示だと理解したからである。

そして九州王朝の新宮が白雉三年秋 9 月に完成した後に、孝徳が居住しそこで死去した宮の名は「難波宮」と書かれていた。

この九州の「難波」の「難波宮」こそ、当時の九州王朝の都であり、ここに都した「日本国」天皇治下の朝廷を「難波朝庭」と呼び、この「難波朝庭」において「天下立評」が行われ白雉改元も行われたと、書紀記事を丁寧に読み込めがわかることなのだ。

古賀さんの書紀白雉改元記事の理解も間違っただけなのだが、これはまた別のところで論じることとしたい。

また古賀さんは論じていないのだが、『神宮儀式帳』の記事では、「難波朝廷天下立評」と言っても、ここ伊勢の国が九州王朝の直轄地になったわけではなく、度会の山田原に10郷を分けて屯倉を置いて、その屯倉を「評」としたことと、同じく10郷を分けて竹村にも屯倉を置き、そこを「評」としたとある。

つまり「天下立評」と言っても、一国すべてを直轄地としていくつかの評に分けたのは九州王朝の直轄地だけであり、そうでない、他の分王朝などの直轄地の場合には、そこに九州王朝の屯倉を立ててそこを評として評督・助督を置いて治めさせたという形だったことを、この史料は示しているのである。おそらく九州王朝の直轄地内の王家の屯倉においては、この「天下立評」以前にすでに評制度が敷かれていたのではないだろうか。それを、「天下立評」では、九州王朝の直轄の国々では屯倉・官家も諸豪族の領地もなくしてすべて天子直轄地として（＝公地公民制）、新たに再編した国をいくつかの評に分けて統治することとしたが、九州王朝の直轄地ではない国々では（他の分王朝の直轄地であろう）、そこに置いた九州王朝の屯倉のみ評制が敷かれたのだと思われる。

伊勢の国はおそらく近畿天皇家の直轄領ではなかったか。

宣化元年に難波に官家を置いて諸国の屯倉からモミを運ばせた詔があるが、伊勢近国の尾張は近畿天皇家の蘇我大臣稲目宿禰に命じて尾張連を動かしていたし、同じく近国の伊賀の場合は、同じく近畿天皇家の阿倍臣を通じて伊吹臣を遣わしていたからである。

なお先に少しみた正木さんの『常色の宗教改革』では、『常陸風土記』の記述に基づいて、常色三年に「天下立評」はなされたとしている。結論に間違いはないと思うが、『常陸風土記』の記述では、この時に関東が八か国に分国され、従来の国造などの領地が再編されて国とその下部組織の評ができたことが記されている。おそらくここから言えることは、関東は九州王朝の直轄地であった可能性が高いということだ。

この「天下立評」の詔は孝徳紀に盗用された「大化」改新の詔群の中にあるのだが、この問題は長くなるので、別に論文としたい。

しかし古賀さんはこの作業をせず、『皇太神宮儀式帳』に出てくる「難波朝廷」を大阪の上町台地「前期難波宮」に都した九州王朝と即断してしまった。

ここに「前期難波宮九州王朝副都説」のそもそもの躓きの原因があったと思われる。

そして翌年2008年4月8日の「古田史学会報」第85号に2007年12月から2008年3月までに古賀さんの「洛中洛外日記」に掲載された一連の論考をまとめて掲載するという形で、「前期難波宮九州王朝副都説」は、その全貌を表したのだ。

以上のように古賀説が全面展開されるまでの経過を追ってみると、正木さんによる書紀記事34年遡り説の展開と、この説に依拠して正木さんが、古賀さんの「難波長柄豊前宮時代（孝徳期）に評制度が創設された」との説を強力に裏付け、さらに「前期難波宮九州王朝副都説」を支えたことがあったと思われる。おそらく正木さんの詳細・緻密（と表面的には思える）な論証に支えられなければ、古賀さんの「前期難波宮九州王朝副都説」が、

古田史学の会の定説にはなりえなかったと思われる。

なぜならそれは、次にまとめて掲載されたその「洛中洛外日記」記事をまとめた論考を点検してみれば、その論の基盤は極めて脆弱なのは一目瞭然だからだ。

したがって、この「難波朝廷天下立評」史料の発見と前期難波宮を結びつけた古賀さんの論考が出て来たときに、すぐさまこれを前期難波宮と結びつけることの非とともに、書紀に出てくる「難波朝廷」の語をヒントにして、「難波朝廷」とはいつのどの朝廷なのかを、書紀記事の精査から明らかにし、併せてこの説を補強している、正木さんの「書紀記事 34 年遡り説」の虚妄への批判が展開されておれば、「前期難波宮九州王朝副都説」は、そのスタートのところから展開不能になったのではないだろうか。

そしてこの最初の段階で、本当に「前期難波宮」は七世紀中ごろの宮殿遺構なのかという考古学的問いを發し、その詳しい報告書や論争史を点検していたら、「前期難波宮九州王朝説」は展開不能になっていたと思われる。

したがった古賀説の詳細を検討する前に、正木さんの「書紀記事 34 年遡り」説を検討しておく必要があると思う。

2) 古賀応援説＝正木さんの「書紀記事 34 年遡り説」の虚妄

A) 「白雉年間の難波副都建設と評制の創設について」(2007 年 10 月 10 日発行の第 82 号掲載)

最初に、古賀さんの「難波朝廷における天下立評」説を補強した、「白雉年間の難波副都建設と評制の創設について」を検討しておこう。

この論考は、「天武末期の伊勢王の諸国巡行と諸国境界確定は三四年遡上した孝徳期(難波長柄豊前宮時代)の評制施行のためのものだった」との仮説を提示したものであり、34 年遡った伊勢王らによる諸国境界画定の事業は、古賀さんによる「難波朝廷天下立評」の時期と一致するので、古賀説を支えるものとした。

この論拠は何か。

それは、次の書紀の二つの記事だ。

①天武一二年から一四年にかけて、伊勢王等の諸国境界確定記事(「限分諸国之境界」)がある。

②伊勢王は孝徳期白雉改元記事に登場。

この②における白雉改元記事は九州王朝の事績だから、そこに出てくる伊勢王は九州王朝の官人である。それと同一人物と見られるものが天武紀に出てきて諸国境界画定事業をする。

したがって天武紀の伊勢王らによる諸国境界画定記事は、34 年遡った孝徳紀の記事を動かしたのではないかというのが正木さんの論である。

すなわち、天武紀における三つの伊勢王関連記事は、

- (1) 天武一二年（六八三年）→大化五年（六四九年）
- (2) 天武一三年（六八四年）→白雉元年（六五〇年）
- (3) 天武一四年（六八五年）→白雉二年（六五一年）となり、この翌年の白雉三年が白雉改元の年だと古賀さんは考えていることと繋がるので、天武紀における伊勢王らの諸国境界画定記事は、その三・四年前に行われた「天下立評」に基づいて、全国に「評」制を施行するためのものだったと結論できるというものであった。

しかし残念ながら、34年記事を動かす論拠となる史料はまったく提示されていないのだ。

一見して見事な論のように見えるが、34年も離れた二つの記事に登場する伊勢王を論証もなく同一人物と断じており、これは、資料根拠もなく、「白雉改元」と「天下立評」と「諸国境界画定」という三つの異なる出来事の一つにつなげる目的をもって、34年も離れた二つの記事に登場する伊勢王を同一人物とみなすと都合が良いとの、恣意的解釈だと断定できる。

なぜなら書紀孝徳紀の大化元年からの一連の改革の詔の中で、二年春正月の詔で初めて公地公民制を施行し、都城を創設して国・郡（おそらく評）・里などを置き、地方の区画を定めることが出され、これに基づいて諸国に「国司」が派遣されて、戸籍の調査や田畑の面積の確定がなされているのだから、当然ここで諸国の境界なども確定する作業が行われたものと思われる。だからわざわざ書紀天武紀記事を34年遡らせて、孝徳紀に持ってくる必要もないのだ。ここは従来「古田史学の会」においては、実際の倭国年号大化期に行われた「郡制」施行の詔群を50年ほど遡らせて盗用したと理解されているようだから、この孝徳紀の記事にすでに、「評制」施行と諸国境界画定がなされているとは判断しなかったもので、34年後ろの天武紀の記事に注目したものであろう。

そして天武紀における三度にわたる諸国境界画定の事業は、新たに九州王朝に代わって列島宗主権を得た近畿天皇家による新たな境界画定の作業、もしかしたら「評」制に代わって「郡」制を施行するための準備であったと推定することも可能だ。

そして決定的なことは、書紀には二度伊勢王薨去の記事が出ており、その二度目の方には「その官位など不明」と記されていることだ。

最初の伊勢王薨去の記事は、書紀斉明紀だ。

斉明七年の『六月、伊勢王薨。』との記事。

これはあの、白雉改元の儀式において雉を載せた輿の後ろを支えた人物であろう。書紀記事の年紀が正しければおよそ12年後。この伊勢王は明らかに九州王朝の人物である。

二度目の伊勢王薨去の記事は、天智紀にある。

天智七年の『六月、伊勢王與其弟王、接日而薨。未詳官位。』

伊勢王とその弟王が日を接して共に薨去したとの記事だ。注目すべきは最後の注の「未詳官位」だ。

これは書紀編者の付けた注であるから、近畿天皇家の王族ではなく、九州王朝の王族の死亡記事だということ。九州王朝の史書から引用したものの、元記事にその官位などの記

事がなかったので、このように書いたものか。

そうするとここで薨去した伊勢王は、先に白雉改元の儀式で記事の輿を支えた人物とは別人であり、その年次がおよそ7年空いているから、前の伊勢王の名跡をその息子が継いだものであろうか。

このように二つの伊勢王死亡記事を見ていくと、この次の天武紀の諸国境界画定に従事した伊勢王と、白雉改元の儀式に登場した伊勢王とはまったくの別人であることがわかる。それ以上に、諸国境界画定に参画した伊勢王は、天武12年11月の時は官位は「諸王五位」と記され、天武15年(朱鳥元年)9月の天武崩御後の殯宮で誄事を述べた際には「浄大肆」の官位を帯びており、さらにこの伊勢王は、持統二年春には天武の葬儀を挙げる任に任ぜられていたので、その生まれはともかくも、近畿天皇家の王族の一員として遇せられていた。

白雉改元の儀式で雉の輿を担いだ伊勢王と、天武紀で諸国境界画定に関わった伊勢王は、同じ名ではあるが別人であった。

したがって正木さんが書紀記事には34年遡りがあるとして、「難波朝廷天下立評」と「伊勢王らによる諸国境界画定」は一体のものであるとした仮説は、全く成り立たないことがわかるのである。

正木さんの天武紀諸国境界画定事業を34年遡らせて孝徳期に移動するとの推定は、古賀さんが出した「難波朝廷天下立評」の仮説を支持するために、強引に作られた説であったと思われる。

次にこの論で正木さんが前提とした、「書紀記事34年遡り説」そのものを再検討しておこう。

正木さんの「書紀記事34年遡り説」が「古田史学会報」で発表された最初は、2006年12月8日の「古田史学会報」第77号での「日本書紀、白村江以降に見られる「三十四年遡上り現象」について」が最初で、以後、2007年2月10日の第78号の「朱鳥元年の僧尼献上記事批判(三十四年遡上問題)」、そして2007年4月10日の第79号「日本書紀の編纂と九州年号(三十四年の遡上分析)」と続けて展開された。

B)「日本書紀、白村江以降に見られる「三十四年遡上り現象」について」(2006年12月8日77号掲載)

この論考は古田さんが『壬申大乱』において、持統天皇の都合31回にも上る吉野行幸は九州王朝天皇による朝鮮出兵の拠点「佐賀なる吉野」視察記事の盗用だとしたことをお手本にして、ならばそれ以外の記事にも34年遡る記事があるはずだとの推定に基づいて論じたものだ。

ここで正木さんが指摘したことは二つ。

一つは、持統二年十一月の「天武の葬儀」は孝徳の葬儀の盗用。

もう一つは、持統期の蝦夷朝貢記事の孝徳期からの切り取り。

まず最初に天武葬儀についての正木理解を検証しておこう。

正木さんは次のように論じる。

『書紀持統二年（六八八）十一月四日に皇太子・公卿・百寮・諸藩の賓客を招いた盛大な葬儀の様子が描かれている。これは同月十一日の天武大内稜への埋葬記事につながり、当然のように「天武天皇の葬儀」と読めるようにされている。』

『しかし、この記事は以下の理由で不審だ。

(1) 天武は朱鳥元年（六八六）九月の崩御で、既に二年以上経過している。持統元年正月にも同様のメンバーで盛大な誄礼儀がおこなわれ、同二年正月には殯宮参りの記述もある。

（持統元年（六八七）元年春正月丙寅朔及び持統二年春正月庚申朔）

(2) 正月や命日（九日）埋葬日（十一日）等と無縁の「十一月四日」という儀典日付は不審。

これが吉野行幸記事同様三十四年遡った（六八八-三四=六五四年）、孝徳十年白雉五年ならどうだろう。』として盗用説に走る。

だが書紀記事の前後関係に注意しながら読み込んでみると、天武の死後は、後継者を大津皇子と草壁皇子のどちらとするかの争いがあり、天武の死 15 年（686 年）9 月 11 日の直後 10 月 2 日に大津逮捕翌日処刑があり、持統の息子草壁即位に異議を挟む勢力が多かったはず。したがって大津を処刑したものの、数ある天武皇子の中で草壁に候補を絞るには、それなりに時間がかかったものと思われる。

その上せっかく後継を草壁にして天武喪儀を挙行し（これが持統元年正月の殯宮での大規模な喪儀）、その後何度かの殯宮での喪儀を挙行し、さらに天武の陵を造営して、持統二年（六八八）十一月四日に葬儀を挙行して同月十一日の天武大内稜への埋葬とここまでは良かったが、草壁即位を挙行しようとした矢先の持統三年 4 月 13 日、当の草壁が病を得て死去してしまう。

こうした政治的混乱が、天武の崩御と葬儀との間に 2 年もの歳月が空いてしまった主たる原因なのである。

そして当時の葬儀はまず殯宮に遺体を安置し、その後一年から二年程度の服喪の期間を経て初めて陵墓に葬るのが通例であった。つまり書紀に二度天武の葬儀があるように読めるのは、一度目は殯宮での喪儀。二度目はその遺体を改めて陵墓に葬るための葬儀というのが真相であろう。最初の喪儀と最後の葬儀との間が、約 2 年空くのは、草壁即位のための根回しに膨大に時間がかかったことの結果であろう。

しかしこの反対勢力討滅と即位根回しもむなしく草壁は死去し、その死去から 9 か月後の持統四年正月に、持統は孫に皇位を継がすべくやむなく自身が即位したのであった。

正木氏は天武死後の跡目相続の争い状況と、近畿天皇家における 6 世紀から 7 世紀の葬儀の通例の事実を知らないのに違いない。

ちなみに6世紀から7世紀の近畿天皇家の王の葬儀の様を確認しておこう。

用明は、その二年四月九日に崩御。七月二十一日に陵に埋葬されている。喪儀の記録も葬儀の記録もないが、殯宮での喪の期間はおよそ三カ月あったものと思われる。

次の崇峻は特殊な例である。彼は暗殺されたので即日葬られている。

その次の推古は、推古36年3月7日に崩御。喪礼が行われたのが9月20日。そして9月24日に陵に埋葬されている。喪儀の回数も記されず葬儀の様の記録されていないが、殯宮での喪の期間は、およそ半年である。

その次の舒明は13年10月9日に崩御。すぐに殯宮が設けられたが、喪儀が開始されるまでに時間がかかり、それは皇極が即位したあとの12月13日。崩御からはまる二年経っていた。そして12月21日に陵に葬られた。

喪儀が始まるまで二年ほど期間が空いたのは、有力な候補者が複数いたために、次の王を誰にするかでもめたため。結局妻が即位し、次の王候補間の争闘に決着がつく時期を見計らったのだ。

王の葬儀は喪儀と葬儀と二つあり、その間に殯宮での長期間の喪があり、その喪の間には何度も喪儀が挙行されるのが通例。しかし王の死が異常であった時にはこれは省略され、次の大王が決まらない場合には、極めて長期に亘る喪が設けられてしまう。王の葬儀そのものが政治的儀式だからだ。

正木さんはこうした通例と歴史的先例をご存じないようだ。

そして正木さんは、以上の誤解に気が付かないまま、孝徳の葬儀の記事が欠落しているという書紀記事の特徴に飛びつく。

すなわち、『孝徳天皇は六五四年十月十日崩御、十二月八日には大坂磯長陵に埋葬された。しかし孝徳紀では十月の崩御記事の次が十二月の埋葬記事で、その間に行われたであろう肝心の「葬儀の記事」が欠落している。』『ここに、持統二年（六八八）十一月四日、五日の「葬儀」記事Aをはめ込んだらどうだろう。』とする。

なんと葬儀記事がないからとして、先の天武の殯宮での喪儀を孝徳葬儀としてはめ込んでしまうという暴挙をやってのける。

しかし孝徳の葬儀記事がない理由はいくつか考えることができる。

一つは、孝徳の死去した場所から陵までの距離が遠く、遺体を運ぶのに手間取ってしまい、長期にわたる殯宮での喪儀ができなかった可能性。

書紀には孝徳の病⇒崩御に至る過程は次のように記されている。

冬十月癸卯朔、皇太子聞天皇病疾、乃奉皇祖母尊・間人皇后、并率皇弟公卿等、赴難波宮。壬子（十日）、天皇崩于正寝。仍起殯於南庭。以小山上百舌鳥土師連土徳、主殯宮之事。十二月壬寅朔己酉（八日）、葬于大坂磯長陵。是日、皇太子、奉皇祖母尊、遷居倭河辺行宮。老者語之曰、鼠向倭都、遷都之兆也。

孝徳は難波宮で病に倒れそこで崩御した。そしてすぐさまその地に殯宮を立てて喪葬を

行ったと。この難波を正木さんはおそらく今の大阪の上町台地の難波と理解したものと思うが、書紀孝徳紀を詳しく点検すると、これは九州の難波である。九州王朝の首都。ここから海路で遺体を運んで、大坂磯長陵に葬った。瀬戸内海の船旅。はたして遺体の防腐処理はされていたのだろうか。

後に九州の朝倉宮で死去した（7年秋7月24日）斉明は、難波の磐瀬宮に移されてここで殯宮が設けられて10月まで過ごし、10月7日船にて帰途に就く。そして大阪の難波（おそらく浪速）についたのが10月23日。飛鳥河原に殯宮が再度設けられたのが11月7日。そして喪は9日まで行われたと。記事には抜けているがこの直後に陵に葬られたものであろう。

斉明も死去から葬儀まで約4か月。孝徳は2か月。死去したがところが遠い場所という共通点がある。

もう一つの可能性は、次の王の候補が複数いたため、その争いに決着をつけるための時間稼ぎに、急遽、前王皇極が再度踐祚したものか。このため孝徳の大規模な葬儀は見送られた。

孝徳の次の王候補としては、孝徳の子・有間と、前王舒明と皇極の子・中大兄の二人がいた。そして孝徳紀を読むと、中大兄と孝徳のとの間に意見の相違が生まれて、中大兄は、白雉4年7月に母や妹で孝徳の皇后、さらに自身の弟や群臣をつれて倭京飛鳥河邊行宮に戻ってしまっている。孝徳の死去はその翌年の10月である。

当然ここは孝徳の政治を引き継ぐのか中大兄の新たな政治を認めるかの争いが生じる。この争いが即時勃発するのを防ぐために孝徳の大規模な葬儀は省略され、戦いの決着にすべてが注がれた。

だから孝徳の葬儀記事はないのだ。

そして戦いの決着は引き伸ばされ、その間、有間は狂者を装って紀国牟婁の湯に赴き（斉明三年9月）4年10月に牟婁湯に行幸した斉明の留守を狙って謀反をたくらんだ有間排除を決めて、有間一党を捕まえて紀国牟婁湯に送り、そこで一党を処刑して決着をつけた。

こうした次の王をめぐる権力闘争があったと捉えれば、孝徳の大規模な葬儀記事がないことも別段不審ではない。

天武の葬儀記事が何度もあり長期に亘ることと、孝徳の葬儀記事がないこととを単純に結び付け、天武の最初の葬儀記事（実は最初の大規模な殯宮での喪儀）を34年遡らせて孝徳葬儀記事としてしまう正木さんの文献解読手法は、当時の実情を詳しく調査もせずして行った恣意的なものと言わざるを得ない。

次の蝦夷朝貢記事の切り取りについて検討しておこう。

『蝦夷の記事は、斉明紀に頻出するとともに、何故か三十数年後の持統二年から三年にもあらわれる。』『更に不審なのは、持統紀（三年一月三日）に朝貢記事のある蝦夷が「越・

陸奥（出羽）」などの南部の居住地の蝦夷であり、三十年以上前、斉明元年から四年にかけての蝦夷征伐と朝貢記事が「秋田・能代・津軽」など北部居住の蝦夷で「南北が逆転」していることだ。蝦夷征伐の地理的順序を常識的に考えると近（南）から遠（北）だ。持統紀蝦夷朝貢は本来孝徳十年及び斉明元年の出来事で、本来はそれに続いて斉明元年から四年の蝦夷関連記事があったという証拠になるだろう。』としてここも切り取りと判断した。

しかし、斉明紀の蝦夷記事では元年の記事は、北越と陸奥の蝦夷が朝貢してきたもので、四年の阿部臣の記事は齶田・淳代二郡（つまり秋田・能代）と、これは日本海側の蝦夷を討って服属させた記事。しかも蝦夷の朝貢を受けた場所は「難波朝」と明記され、明らかに九州王朝の事績である。

一方の持統紀蝦夷朝貢記事は、文字通りの近畿天皇家への朝貢記事である。持統紀では（即位後の天武も同じ）、即位後の持統の記事が全て「詔して曰く」と天子としての扱いの書式で書かれており、すでに事実上近畿天皇家が列島宗主権を握っていたことを反映している。そして持統2年12月に蝦夷の男女213人に宴を賜った場所は飛鳥寺の西と明記され、三年春一月三日に沙門になりたいと申し出た蝦夷は、「務大肆陸奥國優嶠曇郡城養」と官位も役職もすでに所持したすでに統治下にある蝦夷である。そして9日に仏像などを賜った越の蝦夷はすでに僧となっていた。

持統二年から三年に現れる蝦夷は皆、すでに「日本国」の統治下にあった蝦夷で、おそらくは新たに宗主権を握った近畿天皇家に改めて朝貢したものと思われる。

斉明紀の蝦夷記事は九州王朝の事績で、太平洋側の奥陸奥の蝦夷と北越の蝦夷が朝貢してきた記事と、日本海側で北越のさらに北の秋田・能代の蝦夷を討って服属させた記事。持統紀の蝦夷記事は、すでに「日本国」の統治下にあった蝦夷が改めて近畿天皇家に朝貢した記事。

此の性格の異なる記事を一緒くたにして、どちらも討滅・服属記事だとみなして、持統紀の蝦夷が南の蝦夷で、斉明紀の蝦夷がより北蝦夷であるのはおかしいから、持統紀記事は本来は、孝徳紀の末から斉明紀の初めにあるべき記事との正木さんの論理展開は、記事の内容を無視した酷いものである。

以上の検討から正木さんによる書紀持統紀記事は34年前の孝徳紀から斉明紀の記事を切り取って動かしたものの説は成り立たないことがわかった。成り立つとの正木さんの考えは、書紀記事を部分だけ切り取って自分の都合、自説に都合の良いように解釈したものが、当時の状況を知らない無知に基づく判断だと言えよう。

したがって、論文の末尾の結論、「書紀編者は、何故「三十四年」遡った孝徳・斉明期の記事を盗用し、持統紀に貼り付けたのだろうか。答えは明白だ。白村江敗戦以降の九州王朝の歴史のカットと改変を行うためだったのだ」が完全に蜃気楼となり、正木さんの書紀記事34年遡り説は、この結論を出すための強引な解釈であったと理解できよう。

C)「朱鳥元年の僧尼献上記事批判（三十四年遡上問題）」（2007年2月10日78号掲載）

ここでは、

『持統称制前紀、朱鳥元年（六八六年）閏十二月に、以下の記事がある。

（A）朱鳥元年（六八六年）閏十二月

閏十二月、筑紫大宰、献三国高麗・百濟・新羅百姓男女、并僧尼六十二人。

この記事の直前には、「十二月丁卯朔乙酉、奉为天淳中原瀛真人天皇（天武）、設無遮大会於五寺、大官・飛鳥・川原・小墾田豊浦・坂田」とあり、当年九月九日に崩御した「天武の喪」に関する出来事のように記述されている。素直な解釈では「天武の葬儀」のため、高麗・百濟・新羅の男女、僧尼が筑紫から献上された、と読める。

しかし、高句麗は六六八年滅亡、百濟も六六〇年に滅亡している。「高麗・百濟の男女」らはどこから来たのか。この点で岩波の解説者も解釈に「苦慮」したのである。「高麗・百濟の『遺民』と新羅からの帰化人を合わせたもの」としている。しかし、高麗は二十年、百濟に至っては二十六年も前に滅亡している。亡命当時二十才だった者は四十六才、三十分なら五十六、すっかり年取った爺さん婆さんだ。そうした国の「遺民」が、今ごろ登場するのはおかしい。』として、これも34年前の孝徳紀の「白雉二年・三年には難波遷都祈念の僧尼記事」にあったはずのものを盗用しただけと断ずる。

この論で正木氏は、百姓男女と僧尼62人を送った「筑紫大宰」がなんであるかをまったく考慮しない。ときはすでに白村江の戦における九州王朝敗戦から20年以上経った時期。九州王朝説から見ればこの「筑紫大宰」こそが、近畿天皇家が九州王朝に代わって九州一体を統治するためにおいたものと考えることができる。そして高麗・百濟はすでに20年も前に亡びた国なので、この遺民がいまさら献上されるはずもなく、戦勝国新羅の民が一緒なのも不審とするが、高句麗百濟の遺民は個人として来たのではなく、村を挙げて一族を挙げて渡来しているはず。当然この20年間に世代交代を遂げていることを正木氏は考慮しない。また新羅もまた古くから九州王朝と通交のある国であるから、当然九州にも新羅系の渡来民一族がいたことも否定できない。

以上のように考えれば、近畿天皇家が九州王朝に代わって九州を統治するために大宰府においた「筑紫大宰」が、大和の王の交代に伴う九州からの献納物として百姓と僧尼を送ってきたと考えれば何の不審もないのだ。これも、書紀記事には、孝徳紀から斉明紀にかけての本来ここにあったはずの記事を他に移動して、白村江敗戦前後の九州王朝事績を書紀は消し去ろうとしたとの自身の思い込みを証明するために作り上げた、無理なこじつけである。

D)「日本書紀の編纂と九州年号（三十四年の遡上分析）」（2007年4月10日79号掲載）

この論考は、前の二つの論考が成り立つことが前提になって論を進めている。

すなわち、以上の34年動かして盗用説を前提にして

『書紀編者は、九州年号「白雉・白鳳期」の記事の一部を編者の都合にあわせて切り取り、

「白雉を朱鳥」に「白鳳を大化」に「元号を入れ替え」、九州年号の「朱鳥・大化期」の該当年に貼り付けたのだ。

そうした上で、邪魔な九州王朝の「元号」を消去し、近畿天皇家の天皇の治世・年号にあわせて、「朱鳥」二年から九年までは「持統」元年から八年に、「大化」一、二年は「持統」九、十年に、というように年号を書き換え、書紀を編纂したわけだ。このような手法によって始めて「三十四年前」の事実が「天武・持統紀」に近畿天皇家の事跡として記述出来るのだ。』と結論づける。

ここはすでに論じる必要もないだろう。

B)C)によってすでに、正木さんの「書紀記事 34 年遡り説」そのものが、この結論を出すために強引に作られたものであることがわかったのだから。むしろ正木説は、自身の結論（仮説）を証明するために恣意的に書紀の記事を改変・移動させて、一つの仮説を造りだし、それであたかも自身の結論（仮説）が論証されたかのように装うものであることを確認しておけば済むことだ。

正木さんの史料の扱いは、実証主義歴史学とは縁もゆかりもないものだ。

そして正木さんの書紀解説は素晴らしいとほめたたえた古賀さんもまた、実証主義歴史学とは何かがまったくわかっていないことがわかる。

またこれらの正木さんの書紀記事分析に対して、「古田史学の会」の中から批判的意見が出された痕跡がまったく見当たらない（実際に出てくるのは4・5年あと）。ということは、「古田史学の会」の会員の多くもまた、古田さんが展開された実証主義歴史学の方法論がなんであるかを理解していない可能性をも示している。

正木さんの「書紀記事 34 年遡り説」が出てきたときに、その史料理解・解釈がきわめて恣意的であり誤読であることをきちんと批判して置いたら、古賀さんの「前期難波宮九州王朝副都説」を支える書紀理解の正木説が崩壊し、その後古賀さんの説が、「古田史学の会」の「定説」のような様相を呈することもなかったと思われる。

3) 「前期難波宮九州王朝副都説」の全貌登場とその批判

「前期難波宮九州王朝副都説」の全体像が「古田史学の会」の「古田史学会報」に掲載されたのは、2008年4月8日の第85号での「前期難波宮は九州王朝の副都」においてであった。

そしてこの論考は、古賀さんの「洛中洛外日記」で連載された論考をそのまま集成したものであった。

すなわち、それは、

- ・ 154 話 2007/12/7 難波宮跡に立つ
- ・ 159 話 2008/2/5 太宰府と前期難波宮
- ・ 160 話 2008/2/9 天武の副都建設宣言

- ・ 161 話 2008/2/10 難波宮炎上と朱鳥改元
- ・ 163 話 2008/2/24 前期難波宮の名称
- ・ 166 話 2008/03/23 副都の定義

であった。「前期難波宮九州王朝副都説」の登場は、「古田史学会報」のために書かれた論考としてではなく、自身のブログ記事として書かれたものの集成であったところにその特徴の一つが見いだされる。

すなわちネットブログなので一つ一つの話は短く、短い分だけ論旨もわかりやすいが、その根拠となる史料が提示されておらず、この論が正しいか誤っているかを、他の人が容易に再検証できない形式になっていることは注意しておく必要がある。

ではこの日記記事集成を順次批判的に見ておこう。

①「154 話 2007/12/7 難波宮跡に立つ」

ここでは、『前期難波宮は当時の大和朝廷の他の宮殿に比べて大規模で様式も朝堂院形式で大和一元史観でも説明できない。しかしこれを九州王朝副都とすると、書紀の白雉改元の儀式が難波宮で行われていることや、この宮の焼失後に朱鳥と改元されていることなど「書紀」や万葉集の不可解な記事がよりよく説明できるので、前期難波宮九州王朝副都説という仮説に至った。』と、自身の説がいかんにして出されたのかを述べている。

しかしここには「前期難波宮」が 7 世紀中ごろの宮殿遺構であるとする証拠も示されず、さらには書紀の白雉改元儀式が難波宮で行われているなどと、書紀の記事にもないことをでっちあげていることなど、のっけから問題点山積みである。

②「159 話 2008/2/5 太宰府と前期難波宮」

ここは全文を挙げておこう。

『前期難波宮を九州王朝の副都とするわたしの説に対して、難波宮からは九州の土器などの考古学的痕跡がないと、古田先生からご批判をいただいているのですが、一月十九日の新年講演会にて古田先生から興味深い話がありました。それは、太宰府の宮殿様式は中国の北朝系様式であるとする指摘です。すなわち、北側に天子がいる正殿（紫宸殿・大極殿）が位置する太宰府「政庁跡」は北朝系の様式であるというものです。

この指摘の意味するところは重大です。なぜなら北側に正殿を有し、その南側に朝堂院や京城がある難波宮もまた北朝系様式の宮殿となるからです。そうすると、前期難波宮にも天子がいたことになり、九州王朝説の立場からするならば、それは九州王朝の天子と見なさざるを得ないのです。

そうではなく、『日本書紀』の記述通り、「大和朝廷」が前期難波宮を造ったとするならば、九州王朝の天子の居宮と同様式の、しかも太宰府「政庁」よりもはるかに大規模な宮殿を、臣下である「大和朝廷」が造ることを九州王朝は黙認したこととなり、これは何とも不可解なことです。

太宰府と同様式の前期難波宮の遺構そのものが、最高の九州王朝の考古学的痕跡となる

のではないのでしょうか。やはり、前期難波宮九州王朝副都説は有力な仮説と思われるのです。』と。

ここでは古田さんが九州太宰府が北側に天子がいる正殿（紫宸殿・大極殿）が位置する北朝系の様式の宮殿であると指摘したことを論拠に、同じく北朝様式の宮殿である前期難波宮にも天子がいたこととなり、これは九州王朝の臣下に過ぎない近畿天皇家のなせる業ではありえず、前期難波宮は九州王朝の副都とする以外にないと論断している。

ここでも古賀さんは、「前期難波宮」の宮殿遺構が7世紀中ごろであるという大阪歴史博物館の説を前提にしているのに、そう判断する根拠をまったく示さずに自身の結論を出す。ここで古賀さんが隠していることは、「前期難波宮」の宮殿遺構は、7世紀末の天武期の遺構だとの有力な反対学説があることであり、この学説に立てば、九州王朝が白村江の敗北で事実上権力を失った後の7世紀後半なら大和建造での何の問題も起きないことを無視したものである。

③「160話 2008/2/9 天武の副都建設宣言」

『書紀天武十二年条（六八三）の不可解な記事。「又、詔して曰く、凡そ都城・宮室、一処に非ず、必ず両参造らむ。故、先ず難波に都造らむと欲す。是をもって百寮の者、各往りて家地を請はれ。」すでに難波の大規模な都があるのに矛盾する記事。この謎を解いたのが、会報82号（2007/10）の「白雉年間の難波副都建設と評制の創設について」（正木裕）だ。これは34年遡った649年の九州王朝の難波副都建設詔勅を盗用したものとの説で、持統紀の吉野詣でを34年遡った白村江以前の九州王朝の記事の盗用だとした古田説の援用発展だ。』と。

自分の説は遺跡だけが根拠じゃない。きちんと書紀にも、九州王朝が7世紀の中ごろに難波に副都を造ったと書かれているのだ。古賀さんはこう誇らしげに宣言する。

その根拠が、先に検討した正木さんの「書紀記事34年遡り説」であり、この正木説に依拠して、天武12年の難波に都を造ろうという詔は、34年遡って649年に九州王朝が出した詔だとしてしまう。

しかしここでも「前期難波宮」遺構が7世紀中ごろとの根拠はまったく示されないままであるし、正木さんの「書紀記事34年遡り説」の再検証もなく、ただただ自身の説にとって都合の良い理解が出てきたと、手放しでほめたたえているだけだ。

④「161話 2008/2/10 難波宮炎上と朱鳥改元」

ここは次のような論になっている。

『『日本書紀』によれば前期難波宮は六五二年に完成しています。この年に九州年号は白雉と改元されているのですが、『日本書紀』ではその二年前の六五〇年に白雉改元記事が挿入されています。すなわち、九州年号と『日本書紀』では白雉が二年ずれているのです。もちろん、九州年号の六五二年白雉改元が史実ですが、そうするとこれは前期難波宮完成を

記念した改元と考えられます。なぜなら、わたしの研究によれば太宰府建都を記念して九州年号は倭京（六一八）と改元された前例があるからです（「よみがえる倭京（太宰府）」『古田史学会報』五〇号、二〇〇二年六月）。同様に前期難波宮という副都建設を記念して改元するのは不思議とするにあたりません。

さらに、前期難波宮は天武十五年（六八六）一月に原因不明の出火により炎上したとあるのですが、この年は九州年号の朱雀三年に相当し、火災後の七月には朱鳥と改元されます。これも偶然の改元ではなく、難波副都炎上を理由とした改元ではないでしょうか。従来から、九州年号の朱雀は二年間しか続いておらず（同三年に改元）、この時期の他の九州年号に比較して短期間であったことが不可解でした。しかし、難波副都炎上という突発的な凶事による改元と考えれば、この疑問がうまく説明できるのです。

このように、前期難波宮は完成と滅亡の年のどちらも九州年号が改元されているのですが、この事実も前期難波宮九州王朝副都説を支持するものです。』と。

つまり「前期難波宮」が九州王朝の都であることは、その完成と見られる年が九州王朝での白雉改元の年にあたり、そしてその都が炎上した直後には、元号が朱鳥に改元されている。この九州年号との関係からも「前期難波宮」は九州王朝の都であると言っているわけだ。

しかしここで古賀さんが前期難波宮完成とした書紀記事（白雉三年秋 9 月）では、「新宮」とのみ記されて完成後の宮殿の名前は記されていないという史料事実は隠されている。したがって論の前半は成り立たない。自身の説に不都合な事実は隠匿するという手法がここに現れている。

そして書紀では白雉三年に「新宮」（古賀さんはこれを前期難波宮と読む）ができたのだが、書紀記事と九州年号では白雉年号が二年ずれているから、これは実際には白雉元年のことだから、「新宮」完成を記念して年号が白雉に変えられたとした。

しかし書紀記事はあくまでも白雉三年完成である。ということは元々の九州王朝の史料でも「新宮」完成は白雉三年だったのではないのか。そうすると「新宮」完成と改元とは無関係となるのだ。

⑤ 「163 話 2008/2/24 前期難波宮の名称」

ここも全文を見ておこう。

『通説では孝徳天皇が遷都した難波長柄豊碕宮が前期難波宮とされていますが、長柄の現在地は法円坂の難波宮跡ではなく、そのかなり北方に位置しており、あきらかに場所が異なります。このことを指摘されたのは、西村秀己さん（古田史学の会・全国世話人）です。そうすると、『日本書紀』大化元年条にある難波長柄豊碕宮への遷都記事は、前期難波宮ではないのではないのか。わたしの前期難波宮九州王朝副都説からすれば、これは当然の帰結です。前期難波宮は孝徳の宮殿ではなく、九州王朝の副都とするのですから。

それでは前期難波宮は何と呼ばれていたのでしょうか。それは、おそらく単に「難波宮」

と呼ばれていたのではないのでしょうか。九州王朝の首都太宰府と区別するにあたり、はるか遠くの近畿地方に位置する副都であれば、「難波宮」とよべば事足りるからです。太宰府と同じ筑前にあるのならば、より具体的な地名を付した宮名が必要ですが、近畿の難波であれば、「難波宮」で十分なのです。

その証拠に、『日本書紀』でも「難波宮」だけの表記も散見されますし、前期難波宮焼失後、全く同じ場所に造られた後期難波宮も、『続日本紀』では一貫して「難波宮」と表記され、難波長柄豊碓宮とはされていません。

すなわち、難波宮は長柄とは別の場所にあるという事実は、わたしの前期難波宮九州王朝副都説に大変都合の良い事実なのです。西村さんのご指摘に感謝したいと思います。』と。

ここは難波宮の名称についての論考だ。

しかしここでも大事な問題は隠されている。

すなわち書紀で「難波宮」との表記が見られたのは、白雉五年の10月の孝徳崩御記事においてであり、病に倒れた孝徳を見舞うために中大兄らが訪れて宮が「難波宮」と明記してあるのだ。そしてここで孝徳は死んだ。ということはすなわち「難波宮」との名称は孝徳が最後に住んだの宮の名であった。古賀さんはこの事実を隠している。

そしてもう一つ古賀さんが隠していることは、書紀で「難波」と言えば、すなわち今日の大阪の難波を指しているとは限らないという問題だ。書紀記事における「難波」の全例を抽出してみればすぐわかることだが、書紀記事の「難波」には二つあり、一つは明確に九州の博多付近の「難波」であり、ここには宣化二年の招により、各地の九州王朝の屯倉からのモミを集めた大蔵が置かれ、さらには外国使臣を饗応する館も置かれていた。そしてもう一つの「難波」は、明らかに大和の国の近傍にあり、大和から九州へ船で移動するための拠点となる港であった（帰りの場合もある）。したがって「難波」とあるだけですぐに今の大阪の難波と即断してよいわけではないのだ。

そして「古事記」「日本書紀」における「難波」地名を全部精査してみるとわかることだが、今の大阪の「難波」は、「古事記」では「浪速」であり、この地名が「浪花」とも記されて後に（書紀編纂時代には）「難波」となっていると、書紀の注に記されていることである。

つまり書紀において今の大阪付近の「難波」は「浪速」が正しく、「難波」とあればその多くは九州の博多付近の「難波」だということだ。大坂の「難波」は少なくとも書紀編纂時代の地名であって、精々遡っても天武期までであり、それ以前には遡れないということを古賀さんは無視している。

古賀さんはこの地名表記の問題を全く無視している。

⑥「166話 2008/03/23 副都の定義」

ここも全文を示しておこう。

『 わたしが提唱している前期難波宮九州王朝副都説に対して、古田先生より「副都」の

定義をはっきりさせるようにとの、ご指摘をいただきました。そこで、わたしがイメージしている「副都」について、考えを述べたいと思います。

副都とは首都に対応する概念であり、前期難波宮の場合、具体的には七世紀における九州王朝の首都「太宰府」に対する副都ということになります。「副」とは言え、「都」ですから、天子とその取り巻きだけが居住できればよいというものではありません。天子以外の国家統治の為の官僚機構や行政機構も在住でき、その生活のための都市機能も必要です。すなわち、天子と文武百官が行政と生活が可能な宮殿と都市があって、初めて副都と言えるのです。

この点、天子とその取り巻きだけが居住できる行宮や仮宮とは、規模だけではなく本質的に機能が異なります。そして、一旦、首都に何らかの問題が発生し、首都機能の維持が困難となった際、統治機構がそのまま移動し、統治行政が可能となる都市こそ副都と言えるのです。

おおよそ、以上のように副都の定義をイメージしています。そして、七世紀において、太宰府に代わりうる「首都機能」を有す様式と規模をもっていたのが、前期難波宮なのです。それでは、太宰府が首都として機能している期間は、前期難波宮は無人の副都だったのでしょうか。わたしは、そのようには考えていません。『日本書紀』孝徳紀に盗用された、大がかりな白雉改元儀式は前期難波宮で行われたと思われまので、もしかすると九州王朝の天子は太宰府と難波宮を必要に応じて往来し、両都を使い分けていたのではないのでしょうか。今後の研究課題です。』と。

要するに副都とは、天子が一時的に滞在する行宮などや離宮とはことなり、常時全国的な行政に関与する文武百官が常駐するものではなくてはならないというもの。ということは、太宰府に匹敵するかそれを上回る「前期難波宮」はまさしくそれに該当するという結論だ。

最後まで古賀さんは「前期難波宮」が7世紀中ごろのものであるとの説の根拠、考古学的な根拠を示すことはなかった。実際に調べてみればこの遺構は、7世紀末の天武期のものだと有力な反対説があることは、完全に伏せたまま。

なぜならこの反対説に立てば、「前期難波宮」は九州王朝の副都などではなく、近畿天皇家の新たな首都と考えて何の問題にもならないから。そしてこの前には九州王朝の大規模な朝堂院様式の宮太宰府が存在しており、前期難波宮は、新たに列島宗主権を握った近畿王朝の都としてふさわしいし、この宮の焼失の後には、同じく大規模な朝堂院様式を持った藤原宮が造営されている。

古賀さんの説の展開は、自身の説の展開に不利な史料は全部隠匿するという特徴を、最初から持っていることがわかる。

こうして検討してみれば、「前期難波宮九州王朝副都説」は意外にその根拠となる史料事実が脆弱であることがわかる。

当然この説に対する批判が、一つは考古学的な史料提示要求となり、もう一つは、難波

地名の歴史的変遷の問題、さらには、「日本書紀」記事を任意に改変するのではなく、それ自身として読み解く方法の開示に至るであろうことは、以上の批判によって明白だ。

2008年4月8日の「古田史学会報」85号での「前期難波宮九州王朝副都説」の全貌提示は、これはネットブログでの記事の集成の形であったために、その根拠となる史料事実の開示がきわめて不十分であった。とりわけこの宮殿遺構が7世紀の中ごろのものであるという考古学的知見の開示が必要であったし、「難波朝廷」の「難波」とは大阪の難波ではなく九州の博多付近の難波だとの批判もあっただろうし、書紀白雉改元記事前後の「新宮」造営関係記事によって、「新宮」である「味経宮」に依ったのが「難波朝廷」であるとの批判があったことであろう。

そうした批判があったことは、2009年9月22日の「洛中洛外日記」第226話「難波宮の仮説と考古学」で、古賀さんが次のように反対者に対して恫喝のような言葉を吐いていることから伺える。

すなわち、

『日本書紀』孝徳紀に記された「なにわの宮」の所在地に関する仮説にとって、それが仮説として成立する上で、次の諸点の提示は絶対条件です。

1. 七世紀中頃の大規模な宮殿遺構という考古学的事実が存在すること。
2. その規模は、『日本書紀』に記されたような白雉改元儀式が可能な規模であること。
3. 評制を施行した「難波朝廷」に相応しい大規模な官衙跡（官僚機構）が存在すること。

などです。これらの存在、すなわち考古学的出土事物の提示が仮説成立の絶対必要条件なのです。いわゆる孝徳紀の「なにわの宮」の所在地を筑前や筑後、あるいは豊前とする仮説を提起したいのであれば、この提示が必要不可欠なのです。

ところが、これら諸条件を満足している仮説は、わたしの前期難波宮九州王朝副都説だけです。しかも、「なにわ」という地名も現存しています。第225話で触れた前期難波宮東方官衙の大規模遺跡の発見も、前期難波宮九州王朝副都説をますます確かなものにしたと。』と。

しかしこの古賀さんの論で抜けていることが一つある。

では古賀さんの言う三つの条件には太宰府遺跡は当てはまらないのかという疑問だ。

後世史料ではあるが、九州王朝が「評」制を施行したのが「難波朝廷」時代であることが確かめられたのであれば、その九州の難波からさらに内陸に30kmほど入った盆地に築かれた太宰府遺跡が、その「評制」施行の詔で建設が宣言された、九州王朝にとってのはじめての都城である可能性が検討されなければならない。すなわち、太宰府が7世紀末から8世紀初の都城遺跡だという考古学の「定説」の方を疑い、それが考古学的にもどこまで時期を遡れるかを確かめるべきだと思う。

それをせず、自分が掲げる三条件に合うのは「前期難波宮」だけと断言する。しかもその三条件たるや、これ自身が牽強附加の産物なのだ。

第一に、書紀孝徳期で改新の詔が次々と出された宮の名前は、まったく記されていない。これは書紀編者が隠したのかもしれない。だから「なにわの宮」だというのは古賀さんの仮説に過ぎない。

そして第二に、「難波朝廷天下立評」の同時代史料がないので、これが7世紀中ごろということはまだ証明されていない。同時代史料の可能性が高いのは書紀孝徳紀の「大化改新詔群」だがこの詳細な検討はまだされていない。

さらに書紀では白雉改元をした宮の名前が、これまた伏せられている。そしてその改元の儀式は書紀記事によれば「元旦の拝賀の礼と同じ」と書かれているので、通常の宮の規模があればよいわけで、大規模な宮殿というのは、古賀さんがこれが「前期難波宮」で行われたとの思い込みに基づく勝手な解釈だ。

というわけで、論争の初手から古賀さんは、批判に対して真摯に臨むのではなく、勝手なハードルをでっちあげて、「これを超えられるのは俺の説だけだ」と挑むという、悪い傾向を見せていることが特徴的である。

4) 論争の始まりー古賀・大下論争を読む

では次に、ようやく「古田史学会報」で始まった、古賀さんと大下さんとの公開論争を見ていこう。

この論争は次のような経過で行われた。

すなわち、

- 2011年2月5日古田史学会報102号前期難波宮の考古学(1)ここに九州王朝の副都ありき 京都市 古賀達也
- 2011年4月5日古田史学会報103号 前期難波宮の考古学(2)ここに九州王朝の副都ありき
- 2011年12月10日古田史学会報107号 古代大阪湾の新しい地図 難波(津)は上町台地になかった 豊中市 大下隆司
- 2012年2月10日古田史学会報108号 前期難波宮の考古学(3)ここに九州王朝の副都ありき
- 2012年4月8日古田史学会報109号 七世紀須恵器の実年代「前期難波宮の考古学」について 豊中市 大下隆司

ここで論争は決着したかに見えたが、論争はむしろ拡大した。それが以下のとおりである。

- 2012年12月10日古田史学会報113号掲載、「前期難波宮の学習」京都市 古賀達也
- 2013年2月8日古田史学会報114号掲載、「続・前期難波宮の学習」京都市 古賀達也

- 2013年 2月 8日古田史学会報 114号掲載、「碾磑と水碓 史料の取り扱いと方法論」
豊中市 大下隆司
- 2013年 4月 8日古田史学会報 115号 七世紀の須恵器編年 前期難波宮・藤原宮・
大宰府政庁 京都市 古賀達也
- 2013年 6月 6日古田史学会報 116号 白雉改元の宮殿「賀正礼」の史料批判 京
都市 古賀達也
- 2013年 8月 15日古田史学会報 117号 前期難波宮・九州王朝副都説批判
「史料根拠と考古学」について 豊中市 大下隆司

「前期難波宮九州王朝副都説」が「古田史学会報」に初めて掲載されてからすでに4年の年月が経っていることに注意しておこう。この間に古賀さんは、自身の「洛中洛外日記」でどんどん自説を展開して順次それを「古田史学会報」にまとめて公表しているが、これに対する批判が関西例会や「古田史学会報」でなされた形跡が見当たらない。これは批判そのものがなかったのだろうか。あるいは批判があっても、古賀さんや正木さんの例会での発表に対する口頭での批判に止まっていたのだろうか。それとも批判者が論を会報に投稿しても、編集責任が古賀さんらにあるから、自身の見解に対する批判を採用しなかったのだろうか。ここは外部から見てはわからないことだ。

ただ、こうした「論争」の不在期間が4年もあったことを念頭に置いたうえで、この論争を順次読み解いていく。

まず前半部分の論争である。

①前期難波宮の考古学（1）（2）ここに九州王朝の副都ありき

2011年 2月 5日古田史学会報 102号/2011年 4月 5日古田史学会報 103号掲載

「前期難波宮の考古学（1）」で古賀さんが示したことは、二つだけだ。

一つは、植木久著『難波宮跡』同成社刊（二〇〇九年六月）に掲載された「7～8世紀頃の難波とその周辺」という復元地形図に依拠して、「前期難波宮」は上町台地の北端にあり、そこは、東の河内湖と西の大阪湾を望み、さらに台地北端の砂州を超えて、その北側に広がる平野を望める景勝の地であり、さらに台地の西側大阪湾側には難波津があつて、東国や九州との交通上の中継基地として便利な場所だということ。

そして第二には、九州王朝から大和王朝へ列島宗主権が移動した事実に鑑みると、九州王朝の首都太宰府は、大和王朝の首都平城京に比べるとあまりに規模が小さく貧弱であるので、列島宗主権が移動する前後の時期の九州王朝の都としてふさわしい規模を持っているのは、前期難波宮しかないということ。

この二つだけだった。

しかしここにも大きな問題点が隠されていた。

最初の前期難波宮の地勢のところは、近畿天皇家一元主義に立つ考古学の従来説による難波付近地形図の復元をそのまま使用し、本当にこの復元でよいのかとの視点が全く欠けていること。そして第二の列島宗主権移動時期の双方の都の規模の比較の問題であるが、ここでは九州王朝の畿内（直轄地）が九州島と瀬戸内の一部に限られており、他は連合する他王朝の直轄地であったという事実を無視し、これに代わった大和王朝は、九州王朝の直轄地を版図に納めただけではなく、東国やさらに蝦夷の地まで合わせた、さらに大きな直轄地をもった王朝だったという事実を無視して、たんに都の大きさだけを問題にしていること。

この二つだ。

この二つの問題点は、古賀さんが最初から、大阪歴史博物館の見解である前期難波宮は7世紀中ごろの宮殿遺構だとの説を盲信し、これを前提にしてものを考えていることを示しているのである。

そして続いて発表された、「前期難波宮の考古学（2）」で古賀さんが示したことは、一つは前期難波宮の年代であり、前期難波宮の造営時期については、大和朝廷一元史観に立脚した文献史学からの「解釈」による天武十二年（六八三）に出された副都詔により天武期に造営されたとする説があったが、前期難波宮造営期の整地土層に含まれる多量の土器の年代が七世紀中頃までに留まることと、一九九九年に内裏北西側で出土した「戊申年」木簡（図3）が、同時に出土した土器の編年から六四八年の戊申であることが確定されたことによって、前期難波宮を孝徳期の造営であるとする説が現在の定説となったこと。

そして孝徳期に大規模な朝堂院様式の宮殿が建設されたとすると、書紀にこの事実がまったく記されていないことと整合せず、大和朝廷一元史観からは理解ができないことを挙げたうえで、「前期難波宮の整然とした大規模な朝堂院様式の宮殿が九州王朝の副都とするわたしの説であればこの疑問を矛盾無く説明可能であるからだ。この時期、九州王朝は全国に評制を施行しており、恐らく九州王朝律令に基づいた全国支配を確立したと考えられる。従って、その評制による全国支配を行うに相応しい規模と様式を持つ前期難波宮こそ、九州王朝説に立つ限り九州王朝の副都と考えざるを得ないのである。」と自説を展開する。

さらに前期難波宮の遺構全体に火災の痕跡があることから、この都は書紀天武紀朱鳥元年正月に記された火災によって焼失したとみなして間違いないと、前期難波宮の造営時期と終焉時期を明らかにした。

さらに二つ目には、書紀孝徳紀白雉三年に新宮造営が終わり、「秋九月に、宮造ることすでに訖（おわ）りぬ。其の宮殿の状（かたち）、殫（ことごとく）に論（い）ふべからず。」と記述されていることは、大規模な朝堂院様式の宮殿である前期難波宮にふさわしい表現だとしたうえで、この書紀白雉三年は実際の倭国年号白雉元年に相当するので、白雉改元は前期難波宮造営完成を記念したものであり、書紀天武紀の朱鳥元年正月に前期難波宮は焼亡したのだが、実際の倭国年号でもこの直後の7月に朱鳥と改元されていることと符合するとして、前期難波宮造営完成と焼亡とがともに倭国年号改元と一致していることも、

前期難波宮九州王朝副都説を支持すると論じている。

この論文で初めて、前期難波宮が 7 世紀中ごろの宮だとの考古学的根拠が示されたのだが、前期難波宮造営期の整地土層に含まれる多量の土器の年代が七世紀中頃までに留まるとの指摘においては、この整地層の中に出てくる土器の中で最も量の多いのが七世紀中ごろであって、もっとも新しいのは七世紀末であるという考古学事実が隠されている。通常は最も新しい土器の年代で、その土器が含まれる地層の年代を測定するのだが、依拠した大阪歴史博物館の考え方では、この考古学の常識が無視されている事実を、古賀さんは知ってか知らずか、ここでは示していない。しかもことが考古学の専門的知識を要する問題なのに、典拠となった書物を、植木久『難波宮跡』同成社刊（二〇〇九年六月）と明記しただけで、実際にこの書で整地層とそこに含まれた土器の年代の問題がどう記述されているかについてはまったく紹介せず、この論考を読んだものが再検証するには、もとになった本を読まないといけないという、論文としては誠に不誠実な構成になっていることは問題である。

また前期難波宮の造営年代について孝徳期とする通説に対して天武期との反対説があることを紹介はしているが、その説が、近畿天皇家一元史観に立つ『日本書紀』の解釈に基づく文献史学の説だと紹介しただけで、実は天武期造営説には、出土土器による学説もあることを伏せてしまったため、前期難波宮天武期造営説は、近畿天皇家一元史観による誤った説との印象を読者に与えようとしていることも大きな問題である。

そして書紀記事との照らし合わせによる前期難波宮の造営時期と終焉時期の確定の問題であるが、書紀孝徳紀白雉三年の新宮完成記事では宮の名前が伏せられており、その少し前に、完成間近の宮で大規模な法会が行われ、そのままその宮に「天皇」が「大郡（宮）から」遷居したとあるので、この新宮の名前は大規模な法会が行われた「味経宮」と考えられるのに、この史料事実を無視して古賀さんはこれを、「難波宮」と強弁している。さらにこの新宮造営前後の記事を見ると「天皇」は、「難波碕宮」や「小郡宮」さらには「大郡宮」にいたことがわかっており、この「天皇」は書紀編者が新宮の名を「難波長柄豊碕宮」と記して近畿の王孝徳の宮であるかのように偽装しているが、逆にこのことからこの「天皇」は九州王朝の「天皇」であることは明らかであり、「味経宮」以外の宮はみな、九州博多付近にあった難波地方の宮であることも明らかである。そして「味経宮」は、白雉元年の、通常早朝に行われる正月拝賀の礼がここで行われたあと、「天皇」が車駕で通常暮らしている宮に戻っていること、さらに白雉二年の冬 12 月晦日に「味経宮」で 2100 人の僧尼による一切経読誦が行われ、夕方にはその宮の朝庭でも法会が行われそのまま「天皇」がこの「新宮」に遷居していることから、夕方元の宮に戻るには遠く、昼ならばたどり着ける距離にあるとみられることから、難波地方にある「大郡宮」から車駕で半日ほどの行程に「新宮」「味経宮」はあったと思われ、この距離ならば、「難波地方」のさらに御笠川をさかのぼった内陸にある太宰府がふさわしいこと。こうした文献の精査から伺われることを古賀さんは無視しているのである（というか、書紀記事の精査を古賀さん自身が

やっていないのではなからうか?)。

さらに白雉三年秋 9 月の「新宮」完成年次が、実際の倭国年号では白雉元年にあたることを論拠として古賀さんは、白雉改元が「新宮」完成を記念したものと判断されているが、そもそも書紀において白雉改元がなぜ 2 年前に移動させられているかを問題にしていないところがおかしい。そして白雉改元が実際より二年前に移動している一連の記事の中で、「新宮」完成が白雉三年秋九月なのだから、実際の「新宮」完成も、倭国年号の白雉三年秋 9 月と考えるべきなのだ。したがって「新宮」完成と改元とは連動しない可能性が高い。

そして天武 15 年(朱鳥元年)の「難波宮」炎上と改元の関係も、炎上はこの年の正月で、実際の倭国年号改元はこの年の 7 月である。二つの出来事の間には半年の時間が経っているのに、これを一連のこととする古賀さんの理解もおかしい。

なんとしても前期難波宮を九州王朝の都とするために、書紀記事を恣意的に解釈して、この宮の完成と廃絶とが倭国年号の改元と一致するという「事実」を作り上げようとの意図が透けて見える。こうした書紀記事の理解においても、古賀さんは極めて恣意的な史料解釈を行っていることは記憶しておこう。

古賀さんの論は、自説に有利な事実は述べるが、不利な事実は隠すという、悪しき習慣から成り立っていることも記憶しておこう。

②古代大阪湾の新しい地図 難波(津)は上町台地になかった

2011年12月10日古田史学会報107号掲載

古賀さんの「前期難波宮九州王朝副都説」に対する、大下さんによる初めての反対論の登場である。

この反対論の眼目は、論文の表題に明記されているように、「古代大阪湾の新しい地図」に依拠するならば、上町台地には、「難波」との地名も存在しなかったし、「難波津」も存在しなかったというものである。

つまり「前期難波宮」と呼ばれた宮殿遺構は、その上層にある 8 世紀の聖武天皇によって造営された宮殿が当時から「難波宮」と呼ばれたことは『続日本紀』などで確認されているので、その下層の宮殿遺構も「難波宮」と呼ばれたのではないかと考えて「前期難波宮」と命名され、これが孝徳期の宮殿遺構とされているのだが、そもそも 7 世紀中ごろにおいては、ここ上町台地には「難波」との地名も、そしてその地名の元となっている「難波津」もなかったのだから、古賀さんの「前期難波宮九州王朝副都説」の成立の根本が、この「古代の新しい大阪湾」地図で覆されているというのが、大下稿の眼目であった。

従来の学説が依拠してきた「古代大阪湾の地図」は、『大阪平野の発達史』一九七二年、梶山彦太郎・市原実著の地図(『続大阪平野発達史』梶山・市原、1985にも再掲)であるが、これは、梶山氏が大阪市域で行われていた工事現場をくまなく訪れて、淡水に棲む貝と海水に棲む貝の化石・痕跡を詳しく観察し、そのデータを基に地質学者の市原氏と共

同で作成されたものなのだが、この地図によれば、大阪湾の古代における変遷は次のように考えられてきた。

すなわち、「弥生時代、上町台地の北に長柄砂州が続き、河内湖の水は、現在の新大阪駅の北にあった水路から大阪湾に流れていました。そして、古墳時代になると淀川上流から運ばれてくる土砂でこの水路が埋まり、出口を失った河内湖の水が溢れ出し洪水が多発、このために上町台地の北端、現在の大阪城の北に堀江を掘削し、溢れた水を大阪湾に流れるようにした。この堀江が後に淀川本流となり、明治の淀川改修以降、現在の大川となった」と。

このストーリーが『日本書紀』仁徳紀の“水害が多いので、宮の北の野を掘り、南の水を導いて西の海にいった、これを堀江と呼ぶ（古事記では「難波の堀江」）”と合致する。まさに“考古学的事実と文献の合致”ということで仁徳紀の舞台をこの地としてきました。古代に上町台地が「難波」と呼ばれていた証拠、とされてきたもの、と大下さんは総括する。

つまり上町台地に「難波」という地名があったという証拠は、この「古代大阪湾地図」と書紀仁徳紀堀江掘削の記事が一致するという事だったのだ。

しかしこのストーリーが新しい「古代大阪湾地図」によって完全に否定されてしまうのに、大阪歴史博物館は、未だに古い方の地図を使い続けて、「前期難波宮」は孝徳期の宮殿だと言いつつ続けている。

大下さんによれば、そもそも、古い方の「古代大阪湾地図」は、その後出土した遺跡が水域の中にあるなど、発掘と地図とがマッチしないという問題が起きていたという。

つまり復元された「古代大阪湾地図」と遺跡実態があわない。復元された地図が間違っている可能性が示されていたというのだ。

これに対して新しい「古代大阪湾地図」は、二〇〇三年の日本第四紀学会において趙哲済、松田順一郎氏により発表され、その後大阪市文化財協会発行の『大阪遺跡』二〇〇八年出版にも掲載され、最近の古代大阪に関する講演会で多く使われているという。

そしてこの新しい地図は、大阪市域を中心に二万本以上掘られたボーリングによる地質調査に基づいて作成されたもので、より一層古代の正確な大阪の地形を示していると思われる。

そしてこの新しい「古代大阪湾地図」によれば、弥生時代において、すでに上町台地の北端、現在の大阪城の北側には水路が通り、河内湖の水はそこから大阪湾に流れ出ています。そしてこの地図によると、河内湖から大阪湾への水路は自然に出来たもので、「堀江」を掘削したものではありません。仁徳紀にある「難波の堀江」は上町台地でなかったことになります。

ここから言えることは、『従来の「難波の堀江」解釈は、まさに「仁徳紀」の舞台を「上町台地」とするために作られた架空のストーリーだったのです。』と大下さんは結論づけています。

そしてこの考古学的事実に基づいて、大下さんは、「難波」地名についての考察を進めていく。

まずは通説は書紀にある「難波」地名を、大阪の上町台地に結び付けようとしているが、神武が辿り着いたところは、今は「難波」としているが昔は「浪速国・浪花」だったと書紀は書いており、『古事記』でも同様なので、ここ大阪の上町台地の古代地名は「浪速」であって「難波」ではないし、「難波の堀江」が先の新しい「古代大阪湾地図」で否定されたことで、書紀仁徳紀記述も上町台地の古代地名を「難波」とする根拠はなくなった。そして長年の遺跡発掘によっても、書紀記述で「難波」にあったという外交館の遺構も見つかっていないことを根拠に、上町台地＝難波説を根本的に否定し、この地が「難波」と呼ばれるようになったのは、聖武天皇の「難波宮」造営からであろうとした。

以上は古賀さんの「前期難波宮の考古学」（１）の前半部分を根本的に否定した論考だ。

続いて大下さんは、古賀さんが「前期難波宮の考古学」（２）で論じた、この遺構を七世紀中ごろとする考古学的事実の批判を行った。

それは次のようなものだ。

まず、「戊申年（六四八）」木簡について。

「はたして、傍の谷間のゴミ捨て場にあった木簡が前期難波建設時代の確実な根拠となるのか、また発見されている木簡の多くは六七二年以降の天武・持統の時代以降のものではないのか。」と。あまり詳しい史料提示でないのが難点であるが、谷のゴミ捨て場に出てきた木簡の多くが天武・持統期のものであることを根拠に、「戊申年（六四八）」木簡がこの年次が書かれた直後に捨てられたとする古賀さん（大阪歴史博）の見解に疑問を呈した。

さらに、整地層からの土器について。

「古代の宮都遺跡を研究している京都の考古学者から、前期難波宮整地層の下層遺跡から出土している土器に七世紀後半のものが含まれている。その上層遺跡である前期難波宮遺構はそれ以降のものではないかとの指摘がされています。（『京から出土する土器の編年的研究』小森俊寛、２００５年、京都編集工房出版）」として、先の古賀さんの「前期難波宮の考古学」（２）では隠されていた事実、整地層から出てきた土器の中で最も新しいものは七世紀後半だとの考古学者の指摘があるので、整地層の土器から、前期難波宮は七世紀中ごろとの説にも疑問を呈した。

そしてこの小森論文には、“前期難波宮下層遺跡からの出土物を分析すると、兵站に関するものがあり、当時、「白村江の戦場」に送るための物資を上町台地に集めたのではないか”という興味深い記述があることを紹介し、上町台地に孝徳期から斉明期に造られたのは、宮殿ではなくて、戦のための兵站供給の倉庫だったのではないかとの説を提示している。

この大下論文の論点の二つ目は、古賀さんの「前期難波宮の考古学」（２）の論点の最初の部分に根本的な疑問を突き付けたものとなっている。

そして最後に大下さんは、書紀外交関係記事に頻出する「難波」は九州の「難波」で、博多で出土した古代の外交館である鴻臚館遺跡のそばに古代にはあった入江（草香江）に

は、明治時代までには「難波」の地名があったことを根拠に、ここを書紀外交記事における「難波」の地とした。

そしてさらに、奈良末から平安時代ごろに書かれたとされる『住吉大社神代記』という史料には、「長柄」と「難波浦」の地名があり、この地名と最近の考古学発掘資料とを突き合わせてみると、「長柄」は、大川を越えた東側の都島区から鶴見区・守口市のところであり、「難波浦」は、神崎川の河口、現在の豊中市から尼崎市域にかけての当時の海岸部で、ここからは、蜚池遺跡という大規模な倉庫群や津の跡が見つかったので、ここが古代の近畿地方における「難波」の可能性が大きいことを示す。

そしてこの地域の対岸にある上町台地の法円坂にも蜚池遺跡と同様な大規模な倉庫群が見つかり、ここに対応する津としたは、河内湖側には桑津、大阪湾側には住吉津がある。

こうした古代における津と大型倉庫群の遺跡状況からみると、北摂津・山背などの物資は神崎川河口の難波津に運ばれ、一方大和川を経て運ばれた大和の物資は、河内湖側の桑津か大阪湾がわの住吉津に運ばれ、ここから九州に物資が運搬されていた可能性をしめし、古代における大阪上町台地付近は、宮城の地域ではなく、物資運搬の兵站地であったと、大下さんは結論づけている。

「古田史学会報」107号の大下論文は、会報102号・103号に出された古賀論文の論旨の考古学的部分に根本から疑問を投げかけたものと言えよう。

特にこの論文の最初に掲げられた、新しい「古代大阪湾地図」の提示は、「前期難波宮九州王朝説」をその存在の根本から否定するものであったのだ。

だが後に見るように古賀さんは、この「古代大阪湾地図」の問題は全く無視し、「難波」地名の起源問題もまったく無視していくこととなる。

ただこの大下論文にも一つ難点がある。

それは近畿地方における「難波」地名は、大阪の上町台地ではなく、そこから淀川河口を挟んだ北側の神崎川河口付近であったとしていることだ。その根拠は奈良時代末から平安時代に書かれた『住吉大社神代記』だ。

これは今問題となっている時代から見ると100年以上後世に成立した史料だ。この後世史料に、神崎川河口部分に「難波浦」との地名があり、さらにその東には「長柄」という地名がある。

この二つの地名が何時までさかのぼることが可能なのか。大下さんはこの問題を論じていない。そして論じないままでこれを提起するということは、この神崎川河口部分の「難波浦」こそが書紀仁徳紀の「難波」であり、その東側にある「長柄」地名の地こそが、書紀孝徳紀「難波長柄豊碕宮」の地だと理解してしまう可能性を持って（実際にこの論文ではここまで論及していないが、後に私との応答の中ではこう答えられている）いる。

大下さんは古賀さんが後代史料に基づいて歴史を復元していることの非を糾しているのだが（別の論文で）、ご自身も同じ誤りを犯している可能性が高いことに気が付いておられ

ないのだろうか？

③前期難波宮の考古学（3）ここに九州王朝の副都ありき

2012年 2月10日古田史学会報108号掲載

この古賀論文の眼目は、②の天下論文で疑問を呈された、整地層出土の土器編年の問題と記年木簡の問題に反論を加えることと、あらたな証拠として、前期難波宮遺跡から「筑紫の須恵器」が出土したことを挙げて、天下さんの反論の論破を試みたところにある。

冒頭は「筑紫の須恵器」問題であるが、①②と論争を見てきた経過上から、後半の「土器編年の史料批判」と、「戊申」年木簡の史料性格を先に検討して起きたい。

「土器編年の史料批判」において古賀さんは、天下さんが依拠した、小森俊寛の『京から出土する土器の編年的研究』における言及、すなわち、前期難波宮の造営年代を七世紀後半の天武期とされ、その根拠として、前期難波宮整地層から出土する土器に、少量ながら七世紀後半頃の土器が出土することを指摘され、「量の多少はあっても、土器群では年代の下限を示す新相側の年代観を採用することが原則である。」とされた（同書九二頁）ことを、小森氏の錯覚、あるいは土器様式の史料性格に対する認識不足に基づく誤解と論断した。

なんと考古学の年代比定の根幹となる方法論を否定したのだ。

その論拠は何か。それは、「土器様式は通常、発生期・最盛期・衰退期ともいうべきライフサイクルを経る」というものだ。

すなわち「七世紀後半流行の土器がいきなり七世紀後半に誕生・出現・流行するわけではない。ある土器様式が「七世紀後半」と編年される場合は、その土器の最盛期が七世紀後半とされるケースが通常であり、発生はそれ以前と考えるなければならない。」という論拠だ。

だから「前期難波宮整地層から七世紀後半に最盛期を迎える土器が少量出土しているからといって、その年代を整地層の年代とすることはできない」とし、「整地層そのものの年代決定を行う場合は、最も大量に出土する土器の編年に基づくのが「原則」であり、少量出土する他の年代の土器の編年（年代観）を用いることは、土器様式のライフサイクルを考慮しない誤論と言わざるを得ない」としたのだ。

考古学に疎い人が読んだらなるほど頷かせる論法である。

しかし本当にそうなのか。

本当に土器の年代はかならず「発生期」「最盛期」「衰退期」という時期を経るのだろうか。突然新しい形式の土器が発生するということもあるだろうし、突然流行していた土器が消えるということもあるはずだ。そしてこうした時期を経るのであればそれは、形などが違うから判別されると考えられるので、それぞれ違った形式の土器として分類されるのではないだろうか。

したがってある形式の土器が「七世紀後半」と判断されたということは、まさにその時代に流行したと判断されたということだ。

古賀さんの論は、土器編年がどうやってなされるのかとの資料を提示せずに、古賀さんの論は一般論からの類推で、何とかして「七世紀後半」の土器と判断されたものを、その前の時代にもあるとして、前期難波宮を七世紀中ごろのもとしたいとのかえで出された恣意的解釈と思われる。

そして「整地層そのものの年代決定を行う場合は、最も大量に出土する土器の編年に基づくのが「原則」だ」との断定も、自らの見解を防衛するための、考古学に対する無知に基づく論断と言わざるを得ないのである。

私も「国分寺」研究の中で、いくつか土器編年を元に遺跡の年代を確定する場面に遭遇した。

一つは武蔵国分寺の塔2遺跡の年代決定で、この遺跡は土壇しか残っていないのだが、土壇築造中の土層の中から出てきた土器の中で最も新しい年代のものが9世紀半ばだったので、土壇の造成時期を9世紀半ばと判断し、武蔵国分寺の塔が焼失したあとの造営であると判断された。

もう一つは、武蔵国分寺と一体のものと考えられる、東山道武蔵路の造営年代の問題である。この遺構は東山道の間にある上野国府から南の武蔵国府への連絡道として作られたものであるが、その造営年代は、埼玉県所沢市久米の東の上遺跡の幅12mの道路遺構の溝の中から出土した須恵器の年代から、造営時期が七世紀中葉から第三四半期に遡る可能性があることが立証された。この場合も出土した土器の中の最も時代の新しいもので、造営時期の下限を判断したものだ。

なんと古賀さんは自分の無知を棚に上げて、考古学者である小森さんの見解を誤解と論断した。僭越極まりない行為である。小森説を批判しようと思うのなら、小森説における、この「前期難波宮整地層」出土の土器編年の根拠をこそ問わなければいけないのだが、古賀さんはその考古学的作業をしないで、自説に不利だから否定するという暴挙に走ったのである。

ここは当然のように後で批判されることになる。

次に古賀さんは、前期難波宮遺跡そばの谷から出たごみ溜めの中から発見された「紀年銘木簡」の史料性格を論じた。

通常、荷札のように使用後の廃棄を常とする木簡であるが、それに年号や干支が記されている「紀年銘木簡」は、その使用時期と廃棄時期をピンポイント（おそらく数年の幅）で特定できるという、史料としては大変恵まれたものであり、大きな年代幅を持つ土器編年よりも格段に優れた年代決定力を持つ。と。

だから「戊申」年（六四八）木簡が宮遺跡傍のごみ溜めから出たということは、前期難波宮が七世紀中ごろの遺跡という決定的証拠だ、と。

しかし決め打ちのように書かれたこの論だが、大きな盲点がある。

それはこの木簡が何として使用された木簡なのかという問題が抜け落ちているのだ。

荷物につけられた荷札なら、使用後にすぐに廃棄することもあるだろう。だがそれ以外の用途の木簡。当時は紙が貴重な時代だから、さまざまな記録用の木簡があったはずである。これなら書かれた内容が重要なことから、書かれてすぐには廃棄されるはずもない。当然書かれた年代と捨てられた年代には大きなズレが出てくるのだ。

ここを明らかにしないでまるで鬼の首を取ったかのように古賀さんは論じたのだ。

ここでも古賀論文は、考古学に対する無知をさらけ出している。

最後に「出土した筑紫の須恵器」を見ておこう。

これは、『九州考古学』第八三号（二〇〇八年十一月、九州考古学会）に掲載された寺井誠「古代難波に運ばれた筑紫の須恵器」に依拠したものだ。

それによれば、難波宮跡公園の南約六百mに位置する前期難波宮期整地層（OS99-十六次調査、七世紀中頃）から、北部九州（福岡県）の七世紀中頃の須恵器が出土しており、その須恵器は「横位平行タタキ」紋等を持つもので、福岡県早良平野の鋤崎古墳群・羽根戸古墳群・金武古墳群などからもっとも多く確認されているものである。そしてこの種の須恵器は筑紫以外からは見つかっていないので、これは当然筑紫から搬入されたと考えとし、その筑紫とは、九州王朝の中枢領域である糸島博多湾岸に集中分布していると記したことを古賀さんは紹介する。

そしてさらにその搬入の時期であるが、「出土した前期難波宮期の整地層は須恵器編年というなら陶邑Ⅳ中～新段階、すなわち7世紀第2～3四半期である。筑紫では陶邑Ⅲ新段階以降に見られるものの、陶邑Ⅳ古・中段階、すなわち7世紀第1～2四半期に多く、その後も継続して存在する。よって、前期難波宮造営の頃とほぼ変わらない時期に搬入された可能性が十分に考えられる」との結論も紹介した。

その上で古賀さんは結論づけた。

- (1). 七世紀中頃において、筑紫と難波には交流があった。
- (2). 従って、九州王朝中枢領域の人々、すなわち九州王朝は、当時列島内最大規模で朝堂院様式の前期難波宮の建設を知らないはずがない。
- (3). 九州王朝説に立つのであれば、太宰府よりも壮大な宮殿や官衙を、近畿の豪族（いわゆる大和朝廷）が造営することを九州王朝が黙認することはあり得ない。
- (4). 従って九州王朝説に立つ限り、寺井論文が明らかにした考古学的出土事実は、前期難波宮九州王朝副都説と整合する。

だが寺井論文が明らかにしたことは（1）だけである。（2）（3）（4）はすべて前期難波宮が七世紀中ごろのものとの認識を前提にしなければ成り立たない認識である。

今問題になっているのは、筑紫と大阪の「難波」の交流の問題ではない。すでに大下さんが②の論文で示したように、上町台地付近には物資の物流拠点が置かれたことは明らかである。すなわち筑紫と大阪の「難波」に物資を通じた交流があることは明らかにされている。したがって筑紫の須恵器が大阪の「難波」から出てくることは何の不思議もないこ

とである。

しかしこのことと「前期難波宮」が七世紀中ごろの宮殿であるとの判断とは無関係なのだ。

古賀さんの論は、何が問題になっているかすらわかっていない、自説防衛のための強弁にすでに陥っている。

④七世紀須恵器の実年代「前期難波宮の考古学」について

2012年4月8日古田史学会報109号掲載

この古賀さんの論に対して大下さんは直ちに反論した。

この論の論旨は、一つは古賀さんが③で論難した小森論文を擁護して、考古学会における須恵器編年法と小森さんの須恵器編年法を対比して紹介したこと。もう一つは、これまでの①③の古賀論文における事実誤認を指摘したことだ。

この大下論文の前半は、七世紀の須恵器の実年代が、考古学の世界ではどのようにして確定されているのかを紹介したものだ。

すなわち「現在の考古学会の算出法」として大阪歴史博物館の資料をもとに紹介する。

この算出法は、最初に陶邑、難波宮、飛鳥（寺）から出土したそれぞれの須恵器の土器形式の編年表を作成し、もっとも多数の資料がある陶邑の土器編年と他の資料を突き合わせて、同じ形式の土器があればその対応関係をまず確定する。しかしこれでは実年代が出ないので、ここで書紀の記述を導入する。すなわち書紀では飛鳥寺は588年に造営されたと記されているので、陶邑、難波宮、飛鳥（寺）で共通して出土したTK四三形式の土器は6世紀末に作られ使われたと判断する。そしてこの土器が出土する難波宮遺跡の地層を6世紀末頃のものとする。そして難波宮ではTK四三形式を「難波Ⅱ新」と呼び、その上の地層から出土する土器を「難波Ⅲ古」と名付け、その年代を七世紀第二四半期とする。こうした方法で前期難波宮遺構は七世紀の中ごろと判断された。

一方小森氏の須恵器年代判断は別の方法で行われている。

それは、「現在の考古学会が行っている七世紀須恵器の実年代認定作業は、『日本書紀』の記事を基準に行っている。ところが『書紀』の記述が正しいかどうか、現在の時点では誰も証明できていない。このような安易な方法ではなくて、まず正しい編年を構築し、そしてそれを徹底的に突き詰めて実年代を算出すべきである。本当の考古学の方法論とはあくまでも考古学の立場を貫いて、まず考古学の立場から実年代を算出し、その結果を文献と照合する方法をとるべきである。」との考えに基づくもので、考古学会の通常的年代判断法とは異なる方法で判断されている。

その方法は、まず、「飛鳥～平安京から出土したすべての土器を調べ、その中から三〇〇近い資料を選び吟味して七～十九世紀までの型式に分類」して、すべて同一の形式で変遷がわかるようにする。

その上で年代を確定するのだ。

その方法は、まず確実に文献史料や出土木簡などから実年代が確定しやすい平城京から藤原京の時期の須恵器の年代確定を行う。

すなわちその初期段階にある藤原京土器群の英式を「京Ⅰ期中」段階とし藤原京建設時期から 690 年頃に使われていたと判断する。そして前期難波宮整地層から出た土器は藤原京土器の前段階なのでこれを「京Ⅰ期古」段階とし、須恵器の一形式の期間は 20 数年～30 年弱なので、「京Ⅰ期古」段階の土器は、670 年頃から 690 年台中ごろまでと判断する。

さらに前期難波宮整地層のさらに下層の遺跡からは「京Ⅰ期古」段階の前段階の土器が出土するので、これはその出土遺物などから 660 年代前半と判断した。

したがって前期難波宮遺構は、その整地層から出土した須恵器の年代が 670 年～690 年と判断され、整地層のさらに下層の地層の土器は 660 年代前半と推定できるので、前期難波宮遺構そのものは、670 年代以降、すなわち天武期の造営としか考えられないとした。

そして、論文に添付された図表とその説明から、前期難波宮整地層から出土したもっとも新しい須恵器は、須恵器杯 B と呼ばれる形式のもので、これは七世紀後葉に唐突に表れた土器であり、従来の形式である須恵器杯 H 型 G 型と突然交代しているので、670 年頃に大きな社会変動があったとし、これを「白村江の敗戦のあと大きな社会変動があったため」と小森さんが提起していることを大下さんは紹介した。

ここは③の論文で古賀さんが、「七世紀後半」の土器と言っても、それには「発生期」「最盛期」「衰退期」があるのでその土器が出てきた整地層が七世紀後半以降とは断定できないとしたことに対して、そもそも考古学会において土器の編年をする際には、一つの形式の土器には発生・最盛期・衰退期があって、その段階のすべてを含めて年代を言うのであって、古賀さんの理解が間違っていることをまず示し、その上で、こうした従来の考古学会の須恵器実年代測定は書紀記事によって行っていたのを小森さんは批判して、出土木簡などで実年代が判定できる藤原宮を基準にして、須恵器の一形式が 20 数年から 30 年であること（すなわち一四半世紀である）を基準に順次古い形式の須恵器の実年代を確定する方法で行い、この結果として、前期難波宮整地層出土の須恵器が 670 年～90 年の物との判断を得て、前期難波宮造営時期を、遅くとも 660 年代後半以降と判断したことを示したのだ。

つまり孝徳期造営説を否定し、天武期造営説を打ち出したのだ。

以上が大下論文の前半である。

後半は、古賀さんの「前期難波宮の考古学」(1)～(3)についての今まで論じていなかった疑問点を詳述したものである。

「太宰府の規模と上町台地の地形」。

ここで大下さんは、太宰府政庁だけと前期難波宮朝堂院を比べると太宰府はたしかに半分程度の大きさしかないが、その周辺に大規模な官衙群が発見され、その規模は東西 800m 南北 800m もの巨大なものになることを指摘。これに対して前期難波宮の場合は、朝堂院は大きい、周囲を谷に囲まれているために大規模な官衙を形成する場がなく、東西の発

見された官衙遺跡も、西は主に倉庫群であり、東は饗宴施設であることを指摘し、太宰府こそ首都にふさわしいとした。

だがここで大下さんが見逃したことは、そもそも宮の規模を比較することにどんな意味があるのかという点だ。それも「天下立評」にふさわしい規模とか、白雉改元にふさわしい規模とかの、古賀さんが勝手に作った基準に合うかどうかの問題では、論じる意味がないことを指摘していない。

次に、「「戊申年」木簡について」。

古賀さんが先の論文で、この木簡が「荷札木簡1であるかのような書き方をして、使用後すぐに廃棄されたことの誤りを指摘している。

すなわち、この木簡は文書木簡だと。

そして、調査報告書によると「戊申年は六四八年と考えられるが、この木簡は書かれた後すぐには廃棄されずにある期間保持されており、その間に表裏にわたって異筆書き込みが何回も行われている。そしてしかる後に廃棄されたもので、その時期は他の多くの木簡が廃棄された時期に等しい。」とされています。（「難波宮跡西北部出土木簡の諸問題」『大阪の歴史』五五、栄原永遠男）と資料を提示。つまりこの木簡が廃棄されたのは、その他の多くの木簡と同様に7世紀後期、天武期と考えられている事実を指摘した。

そしてこの木簡と共に出土した土器については、「住友銅吹所下層SD八〇一出土土器群にもっとも近く、かつ質量ともに充実している。これまで七世紀末八世紀初めまでの間に位置付けられる資料としてはこのSD八〇一例と森ノ宮遺跡SD七〇一出土遺跡群がある。（「古代難波地域の土器様相とその史的背景」『難波宮址の研究第十一』二〇〇〇年）と報告書にあることを指摘し、ここでもこの木簡の廃棄時期を七世紀中ごろとするのは誤りであることを指摘した。

古賀さんの記年木簡の存在で前期難波宮が七世紀中ごろとの説は成り立たないとしたわけだ。

さらに、「上町台地出土の筑紫土器」。

ここでは私が先に指摘したと同様に、「古来から大阪湾岸と北部九州の交流があったことは明らかで、上町台地からは韓式土器や百済、新羅の土器も出土しています。筑紫の土器が出土していることから、「九州王朝の副都」であったとの根拠にはならない」と断言し、すでに②の論文で、「古代上町台地に“難波”地名はなかった」ことを報告してあるので、今回須恵器編年を再検討してみたところからも、前期難波宮九州王朝副都説が成り立つ根拠はないと断言して、論文を終わっています。

こうして、2012年4月8日古田史学会報109号掲載の七世紀須恵器の実年代「前期難波宮の考古学」についての論文によって、古賀さんが一連の「前期難波宮の考古学」で示した前期難波宮を九州王朝の副都とする説のすべての論拠が否定されたわけだ。

事態を客観的に見る限り、ここで論争は終わっている。

事実その後古賀さんがそのブログで展開した後で「古田史学会報」にまとめた二つの報

告を読んでみると、古賀さんはこの大下さんの根源的批判に接して初めて、前期難波宮の詳しい報告書を学び始めたという事実と、そこからこの宮が7世紀中ごろ造営ではなくて7世紀末造営との説も、考古学的にはありうるということがわかってきたからである。

⑤「前期難波宮の学習」

2012年12月10日古田史学会報113号掲載

この論考は、④の大下さんの批判を受けて古賀さんが、さらに前期難波宮が7世紀中ごろの物との説の根拠を調べた結果を洛中洛外日記に連載したものに加筆して発表したもの。

この「前期難波宮の学習」で古賀さんが提示したことは、八つある。

一つ目は、この宮が七世紀後半の天武期とした小森さんの須恵器年代判定法の是非を問いつけた結果。小森氏の著書『京から出土する土器の編年的研究』を何度読み直してみても、須恵器の一形式の年代が30年前後とする根拠がみつからない。これでは小森説が正しいか否か判定できないと報告した。

二つ目は、前期難波宮に関連した遺跡から、年輪年代法でその伐採年が特定できる木製遺物が見つかり、ここから前期難波宮の造営年代が七世紀中ごろと特定できているとの報告。

すなわち、「難波宮趾の研究・第十一」（大阪市文化財協会、2000・3）によると、難波宮の北西に位置する前期難波宮時代の水利施設遺構は、谷から湧き出る水を通す石造の施設で、そこには大型の水溜め木枠が設置されており、その木枠の伐採年が年輪年代測定により六三四年であると記され、そしてその石造遺構の下層と石を固定する客土に大量に含まれていた土器が、前期難波宮整地層に含まれている土器と同様式で、共に七世紀中葉と編年されており、これらから、この水利施設は前期難波宮の造営時から使用され、宮内に井戸がなかった前期難波宮のためのものであることが判明したと、この報告書には記されていた。

したがって同じく難波宮北方から出土した「戊申年(六四八)」木簡の年代と合わせれば、前期難波宮が七世紀中ごろ造営と判断して間違いのないとの報告だ。

しかしここにも問題はある。

本当にこの水利施設は前期難波宮に水を供給する施設なのだろうか。同じ時期としているだけで、水利施設の実態が報告されておらず、本当に前期難波宮に水を供給する施設だったのかが不明である。そしてさらに、その水溜木枠の伐採年代が634年と確定できても、それがこの水利施設の造営時期なのかどうかだ。事実この水利施設の石造遺構の下層と石を固定するために入れられた客土の中に含まれる土器が、前期難波宮整地層に含まれていた土器と同形式だということなので、少なくともこの水利施設が造られたのは、七世紀中ごろ以降と判定できる。なぜならわざわざ土の中に土器の破片を入れて客土として詰め込むわけではなく、どこかにあった土器の破片を含む地層を削って来て客土とするのが通例

だ。ということはこの客土層に七世紀中ごろの土器が含まれたのが七世紀中ごろ以降になるわけで、したがってこの水利施設造営時期は、七世紀中ごろ以降とするのが正しい。年代の上限が区切られただけで、これでは実際の造営時期は確定できないのだ。そしてこの土器の年代と木柁の伐採年の間には20年以上の間隔があいており、木柁の伐採年で直ちにこの水利施設造営の年代を確定することもできないわけだ。

三つ目はこれと関連して、大阪歴史博物館が難波宮遺跡から出てきた土器の年代をどう判断したかについての学習結果。

その結果大阪歴史博物館の難波宮遺跡出土のはその形式の変化から相対編年が組まれるわけだが、それと絶対年代との関係はどう得られたかという、同形式の土器が出土した例が他所であって、そこに共に出土した木製品の年代や木簡の年代から土器の絶対年代が確定したことがわかったとの報告だ。そして、たとえば「難波2新」段階は六世紀後葉～七世紀初頭と編年されていますが、その根拠となった「定点」は、狭山池北堤で検出されたコウヤマキの伐採年（年輪年代測定により六一六年とされている）から求められ（狭山池調査事務所1998）、「難波3中」段階は、この土器と同様式の土器が出土している兵庫県芦屋市三条九ノ坪遺跡SD01（兵庫県教育委員会1997）の「元壬子年」（六五二、通説では「三壬子年」と釈文されています）木簡の年代により絶対年代が得られていると、「難波宮跡の研究・第十一」（大阪市文化財協会、2000・3）に依拠して報告した。

この「難波3中」形式の土器が前期難波宮遺跡の時代に相当すると考えられているわけだが、これも土器の相対編年だけの年代比定ではなく、他の遺跡ではあるが、同形式の土器と共に出土した記年木簡の年代から土器の絶対年代が得られているわけであるとして、前記の小森さんのように土器形式からの相対年代とは違うとして、前期難波宮七世紀中ごろ造営説は科学的な史料によって支持されていると強調した。

しかしこれは本当に科学的なのだろうか。

「難波3中」の土器が狭山池北堤から出土し、同じ場所から伐採年が616年と測定できる高野マキが出土したからといって、単純に土器と木材が同じ時期に堤を構成する土層に含まれたことを確定はできない。同じことは、「難波3中」形式の土器と共に、兵庫県芦屋市三条九ノ坪遺跡SD01（おそらく溝）から「元壬子年」（六五二、通説では「三壬子年」と釈文されています）木簡が出ているからと言って、これもこの木簡と土器が同じ時期に溝の土層に含まれたとは断定できない。

きわめて科学的に土器の絶対年代を大阪歴史博物館ではおこなっていると古賀さんは言いたいのだろうが、土器の絶対年代を随伴出土物の年代で単純には確定できないとは、前記の小森さんがその著書で述べていることでもある。

さらに四つ目は、「戊申年」木簡の出土状況を詳しく確かめたもの。

これは、『大阪城址2』（2002、大阪府文化財調査報告研究センター）に基づいた報告だが、木簡を出土した地層は前期難波宮と同時期のもので、谷状の地形に、土砂や木製品や大量の土器、そして前期難波宮造営のために運んだものか花崗岩が堆積していたので、こ

こはゴミ捨て場のようなものと推定されている。そしてここから大量に出た土器は、「難波3新」で六六〇～六七〇年頃とのこと。ここから「戊申年」木簡とは年代差があるので、「戊申年」木簡は書かれてから十～二十年たって廃棄されたと考えられているとのこと。

古賀さんはこの事実を正木さんの力を借りて、近江京遷都との関係で木簡が廃棄されたのではとしているが、これまでこの「戊申年」木簡（648年）の出土を理由として、前期難波宮造営を七世紀中ごろとしていた説を撤回しなければならないのにそれをせず、七世紀中ごろ造営を前提として七世紀末に近江京への遷都に伴って廃棄したと、自説を変えている。

この記年木簡の出土状況は、前期難波宮造営年代を七世紀中ごろとする見解を否定するもので、むしろ七世紀末頃造営説を支える事実ではないだろうか。近江京遷都に伴う廃棄とは正木さんの恣意的解釈にすぎない。

五つ目は、難波宮南西地点から出土した「はるくさ」木簡のこと。この木簡には万葉仮名で「はるくさのはじめのとし」と読める歌の一部と思われる文字が記されていたとのことだが、古賀さんはこの「はじめのとし」を年号の元年のことと解釈し、それは倭国年号の、「常色元年」（六四七）の可能性が高いと判断した。その根拠は、『日本書紀』によれば六五二年に完成したとされる前期難波宮の整地層からの出土だからというもの。

そしてこの理解が正しければ、この木簡の歌は、春草のように勢いよく成長している九州王朝の改元を言祝（ことほ）いだ歌の一部ということになります。そうすると、この歌は九州王朝の強い影響下で詠まれたものであり、その木簡が出土した前期難波宮を九州王朝の宮殿（副都）とするわたしの説に整合します。ちなみに、この常色年間は九州王朝が全国に評制を施行した時期に当たり、「はるくさの」という枕詞がびったりの時代です、とする。

しかしこの論を読んでもみれば明白だが、これは仮説に仮説を積み上げた見解にすぎない。

そもそもこの木簡の「はじめのとし」が年号の元年を指すというのは古賀さんの解釈に過ぎない。そしてこの木簡出土したのは前期難波宮の整地層だから七世紀の中ごろと判断したわけだが、その判断そのものが今揺らいでいるのである。仮説に仮説を積み上げて論証とする、古賀さんの間違った方法論が如実に示された一例である。

さらに六つ目は、難波京周辺の古代寺院の瓦の問題。

「素弁蓮華文軒丸瓦」と呼ばれる四天王寺の創建瓦なのだが、これと同様なものが大阪城下町跡下層や前期難波宮整地層からも出土している。そしてこの瓦の年代だが、大阪歴史博物館では、『日本書紀』の四天王寺の創建五九三年（推古元年条）を採用せず、六二〇～六三〇年代頃と編年している。この年代は、『二中歴』の「年代歴」（九州年号）に記されている「倭京二年 難波天王寺聖徳造」の倭京二年（六一九）に近く、このこと（文献と考古学の一致）から七世紀における畿内の土器編年が比較的正確であることがうかがえるとす。従って、上町台地にある四天王寺創建の編年が正確であるということは、同じ上町台地にある前期難波宮の編年（七世紀中頃、孝徳期とする）も信頼してよいと断言し

た。

だがここにも問題がある。

そもそも大阪歴史博物館が四天王寺創建瓦の年代を六二〇～六三〇年代頃と編年した根拠が明示されていない。そして、『二中歴』の「年代歴」に「倭京二年 難波天王寺聖徳造」とあるからと言って、この難波が大阪の難波だとは限らないわけで、そもそも平安時代から鎌倉時代にかけて成立したとみられる史料の記述、しかもいつ書かれたともわからない細注の記述が信用できるかどうか未確定である。

ここも仮説に仮説を積み上げた恣意的な論証と言えよう。

七つ目は前期難波宮孝徳朝説の矛盾。

これは大阪歴史博物館の説を批判したものだが、学芸員の一人に尋ねたところ、「宮殿平面の編年」というものがあるとすれば、前期難波宮の規模は孝徳朝では不適合であり、天武朝にこそふさわしいとの答えが返ってきた。これは大阪歴史博物館の中では少数派だそうだが、近畿天皇家一元史観からでも、前期難波宮の年代を七世紀中ごろとしてしまうと、その前後の近畿天皇家の宮との比較で、孝徳期説は成り立たないことは明白であるとの、従来の古賀さんの意見を確かめたもの。ただし考古学的には孝徳期説の方がおさまりが良いとこの学芸員は答えており、古賀さんは大阪歴史博物館にもいろんな見解の学芸員がいることに学問の公平性を見て満足しておられたわけだ。

だがこの学芸員の見解はむしろ、大阪歴史博物館が提出し古賀さんもそれを支持している、前期難波宮七世紀中ごろ造営説とその根拠となっている土器編年や木製品などの出土状況解釈の方が間違っているのではないかと、むしろ宮形式を前提に考えれば、この宮は七世紀末の天武期の方が正しいとの考えも成り立つのではないかと、思わせるものである。

古賀さんは天武期とする見解をどうしても受け入れたくないようである。

最後の八つ目は、最近の発掘で前期難波宮の規模は益々拡大し、これは九州王朝副都説以外では解釈不可能と自信を強めた報告。

それは、先日の新聞報道などによれば、前期難波宮の西側から新たな遺構（塀跡など）が発掘され、これにより前期難波宮の規模は従来の推定よりも西側へ更に百メートルも広がるもの。

その塀跡などが前期難波宮のものだと判断した根拠を示さないままの提示。ここも不確定なものでも、自説を補強できると飛びつく古賀さんの習性を示したものと言えよう。

総じてこの報告は、大下さんの批判に新たな科学的事実を提示して、前期難波宮九州王朝副都説を防衛しようとしたものであるが、どの「事実」も科学的に確定したものとは言えず、かえって中には天武期造営説を支持する可能性すら持っている「事実」すらあるのである。

そして大事なことは、大下さんが③の論文で示した、最近の大阪湾周辺の地質調査から明らかになった新たな「古代大阪湾の地形図」によれば、七世紀中ごろにはまだ、上町台

地には大規模な宮殿を築くに足る平地は存在しないし、ここに難波という地名があった根拠となってきた、難波津と上町台地の北に延びた砂州を人工的に掘削した水路などは存在しなかったとの考古学的知見を提示したことを全く無視していることである。

大下さんのこの提示は、前期難波宮九州王朝副都説の根幹を否定する性格のものなのに、これを無視する。

つまり無視していること自体が、この大下さんによる新たな地図の提起によって、古賀説もそして大阪歴史博説も完全に否定していることを論証していることを記憶しておこう。

⑥「続・前期難波宮の学習」

2013年2月8日古田史学会報114号掲載

これも前回報告に続く、古賀さんが前期難波宮について勉強した成果をブログに掲載したあとでまとめたもの。

ここの主な論点は四つ。

一つ目は、前期難波宮整地層出土の須恵器を七世紀後半とした小森さんの編年への疑問。小森さんが須恵器の一形式の時間幅をほぼ30年とした根拠を探す旅。小森さんの著書『京から出土する土器の編年的研究』によれば、土師器食器類（須恵器ではない）の一様式の平均期間が約二十～三十年なので、須恵器食器類も大きくは異ならないと主張されていますが、その具体的根拠には触れられていません（同書70頁）、と須恵器の一形式が30年前後の根拠が相変わらず不明と指摘している。そしてこの問題を、大阪歴史博物館を三度目に訪問した際に、建築史・建築学が専門の考古学者で学芸員の李陽浩（リ・ヤンホ）さんにぶつけてみたところ、須恵器一様式の期間が二十～三十年とは一般的にいわれている見解だが、厳密にいうと、新たな様式が出現する「周期」が約二五年程度ということで、その様式が何年続くかは個別に異なるということでした。すなわち、ある様式が発生し二五年ほどたつと新様式の土器が出現しますが、それにより前様式の土器が地上から消えてなくなるわけではないということでした。また、土器様式の寿命はそれほど短くはないとの回答を得たところで古賀さんは報告している。

つまり小森さんが依拠した25年～30年という年数は、須恵器の新様式が出現する周期が約25年とされていることだったのだ。そしてこれは須恵器の一形式が続く年数ではないと。

この回答は、須恵器の新しい形式の出現周期が25年であることの根拠が示されてはいないが、小森さんのように考えるのが考古学会の通例であることはこれで確かめられたわけだから、小森説が間違いとは言えないことが確かめられたわけだ。

論点の二つ目は、前期難波宮の年代を確定するには、須恵器などの土器の年代だけではだめで、他の方法や原理に基づいた「クロスチェック」が必要との視点を、李陽浩（リ・ヤンホ）さんに教えられたとのこと。

つまり年輪年代測定や干支木簡、あるいは文献との整合性で「クロスチェック」しなけ

ればならないということ。

そしてこの観点から李陽浩（リ・ヤンホ）さんは小森論文は、土器様式の相対編年のみで、他の方法に基づいたデータとのクロスチェックがなされていないと批判され、前期難波宮整地層の土器編年は水利施設出土木わくの年輪年代（六三四年）などによるクロスチェックを経ており、前期難波宮が七世紀中頃の造営であることは動かないと断言されたと古賀さんは報告した。

古賀さんが李さんの言をわざわざ報告したのは、前期難波宮の年代を判定するには土器編年だけではだめで、他の科学的方法でも判断しなければいけないというためであったと思われる。つまり小森さんの須恵器編年が成り立っても、それは絶対ではないので、これ以外の方法を合わせて考えるべきだと。

しかし李さんによる小森論文批判は的外れで、本の表題を見るだけでもこれは、土器編年に限った論文であり、前期難波宮の年代を多角的に判断したものではない。そしてすでに見てきたように、土器編年以外の資料、即ち水利施設の水留木枠の年輪年代法による伐採年も、さらには記年木簡の出土も、ともに七世紀中ごろとの大阪歴史博物館見解とは異なって、七世紀末と判断することも可能であるのだから、土器編年以外のデータで宮遺跡の年代を確定できるといっても、それ自身がまだ揺れていることを古賀さんは無視したままであった。

論点の三つ目は興味深いものである。これも李さんの御教示によるものだが、二つの難波宮、すなわち前期難波宮と後期難波宮の関係の問題である。

二つの宮遺跡は中心軸が約七分ずれて建てられているのだが、相互の遺跡の関係は興味深いもので、それは、「朱鳥元年（六八六年）に焼失した後も、その焼け跡の痕跡（柱など）が残っていたから、後期難波宮が前期の中心軸にほとんど重ねて造営することができたのではないか」ということ。そしてその根拠は、「前期難波宮の柱の抜き取り穴に、後期難波宮の瓦片が落ち込んでいる例が発見されており、この事実は六八六年に焼失した前期難波宮の焼け残っていた柱が、後期難波宮造営開始時（神亀三年・七二六）まで残っていたことを意味する」ことだということと、これは「前期難波宮焼失跡地は後期難波宮建設時まで焼け跡のまま「保存」されていた」という事実を示しているということだった。

さらに李さんが指摘したことは、「前期に比べて後期の朝堂院の規模が小さいのですが、より詳しく見ると前期難波宮の朝堂院中庭部分に後期の大極殿と朝堂院がすっぽりに入る形で造営されています。この事実は前期の焼け跡が残っていたからこそ、建物跡が少ない中庭部分（平地）に後期の大極殿と朝堂院が意図的に造営された」ことがわかるということだった。

この李さんが指摘した事実は、「前期難波宮（跡地）を近畿天皇家がどのように考えていたのか、取り扱っていたのかという問題を検討する上で参考になりそう」だと古賀さんは述べているが、その答えまでは記していない。

しかしこの二つの難波宮遺跡の相互関係の事実は、前期難波宮の跡地に、その遺構を壊

さないようにして新たな宮を造営した聖武天皇にとって、前期難波宮は、保存し続けなければならない大事な遺跡だったということを意味している。そしてそれは、前期難波宮を九州王朝の副都と古賀さんのように考えたのでは、この事実を理解することは不可能である。

なぜなら聖武天皇はすでに『日本書紀』編纂が終わった後の天皇であり、九州王朝の実在を完全に否定し、その否定の上に成り立っていた新たな王朝・天武王朝の末裔だからである。

しかも近年の研究によれば聖武は、天武王朝を継ぐ王としては相応しくないと貴族たちに考えられていた。なぜならば彼には王位を継ぐ男子がなかったからだ。二人の男子は次々と死去してしまった。そして彼以外にも天武王朝を継ぐ皇子はおり、しかもその正当な後継者を持ったライバルも多数いたのである。聖武はその中の最大のライバルである長屋親王を謀反の罪をでっちあげてその子息らと共に葬り去り、これを基礎として、自分の娘が生むであろう将来の皇子に王位を継承させようと画策した人物である。

こうした基盤の弱い聖武天皇にとって、自らの正統性は、正統なる王である天武の血を引くという事実だけであった。

この聖武の立場を考えれば、彼の祖先で王朝の始祖である天武が立てた都は、彼にとっては神聖で憧れの対象であったことは想像に難くない。

こうして前期難波宮と後期難波宮の関係の事実は、前期難波宮が七世紀中ごろの宮殿ではなく、七世紀末に天武によって作られた宮であるという事実を暗示しているのである。古賀さんはこの事実に気が付いたのか気が付かなかったのか。

興味深い事実である。

なお前期難波宮を大阪歴史博物館のように孝徳の宮だとした場合にも、この宮殿遺構を聖武が神聖視した事実を説明できない。孝徳は聖武からすると、祖母持統の父である天智と対立した王であり、そしてその天智の死後、皇位を継いだ大友皇子を天武は打ち破って皇位をついたのであるから、その天智も崇拜の対象ではない。

前期難波宮孝徳宮説でも、前期難波宮と後期難波宮の位置関係は説明できないのである。

四つ目の論点は、難波宮の礎石の行方という題で、難波宮の北側にある大阪城のあった場所が石山本願寺のあったところで、この石山地名の由来について前記の学芸員李さんに尋ねてえた回答の報告だ。

この報告で重要なのは、石山の名の由来は、多くの難波宮関係の礎石が残っていたからの解釈があって、秀吉時代の大阪城の石垣が発見されていて、その中に花崗岩でできた建造物の礎石が転用されているのだが、それが後期難波宮の礎石ではないかというのが李さんの見解だった。その根拠は、「七世紀までの礎石は凝灰岩が使用されていることが多く、八世紀からは花崗岩が多く使われていること」を挙げられたことだ。

古賀さんはここで指摘された事実の意味を理解せずに紹介しているが、これは前期難波宮を考えるとときに重要な指摘だと思う。

先に「前期難波宮の学習」で古賀さんは、「戊申年」木簡の出土状況を詳しく報告書によって確かめたが、その出土した「ごみ溜め」と見られる土層には、大量の花崗岩が混じっていた。古賀さんはこれを「前期難波宮造営のため」に運ばれたものとしたが、李さんの指摘では、大規模建物の礎石として花崗岩が使われたのは8世紀だということなので、この「戊申年」木簡と共に見つかった花崗岩も後期難波宮造営のために運ばれたものの残骸と見られるのだ。

そもそも前期難波宮は掘立柱の宮殿である。つまり礎石は無い。したがってこの宮殿に花崗岩が使われているはずもないのである。

ということは「戊申年」木簡そのものの廃棄も七世紀中ごろではなくて、八世紀になってからと判断することも可能である。

こうして古賀さんが前期難波宮について学習を続けると、次々この宮は、七世紀中ごろではなく、七世紀末との証拠が次々と出てくることは興味深い。

五つ目の論点はまたしても「拡大する難波京」である。

会員からの情報で、四天王寺の南で、JR天王寺駅の北側約二五〇メートルの地点から発掘された「北河堀町所在遺跡」から「5棟の大規模建物群」が見つかったとの情報。

しかしここでもこの建物群が何時の時代のものであるかも明記されない。前期難波宮時代の物なのか後期難波宮時代のものなのか。

古賀さんは何が何でも前期難波宮が七世紀中ごろのもので、九州王朝の副都であるという考古学的事実が欲しいようである。

しかしこの「前期難波宮の学習」正・続を読んでわかることは、古賀さんは大下さんから詳細な考古学的観点からの批判を貰うまでは、前期難波宮に関する詳細な報告書を検討していなかったという事実である。おそらくそれまで古賀さんが読んでいたのは、前期難波宮の考古学（1）で提示した、植木久著『難波宮跡』同成社刊（二〇〇九年六月）のような書物だけだったのではないだろうか。

大下さんの詳細な批判を受けて古賀さんが付け焼刃的に前期難波宮を七世紀中ごろのものであるとする大阪歴史博物館の発掘報告書を読んで詳しく検討してみると、古賀さんの意図とは逆に、その考古学的論拠はかなり脆弱で恣意的解釈が介在していることがわかり、この宮が七世紀末の天武期の造営を示す考古学的資料の数多く存在することがわかってきた。

古賀さんの「前期難波宮九州王朝副都説」は、ますます行き詰まってきた感が見え見えである。

ここで大下さんが冷静に、古賀さんの論の自己矛盾や弱点を突いて、その論を否定する考古学的論拠を提示し続け、さらに古賀さんの論を補強している正木さんなどの論が、書紀記述の恣意的解釈によってできていることを、事実を持って批判し続けたならば、この時点で「前期難波宮九州王朝副都説」は瓦解した可能性が高いと思われる。

5) 古賀・大下論争のさらなる拡大—新たなステージへ！

しかし論争はここで終わらなかった。

しかもこのあと双方の議論の論調が突然変化する。

それは論争が、「前期難波宮九州王朝説」だけに止まらず、大下さんが、古賀さんや正木さんの他の説への批判も展開し始めたからだ。そしてその批判は、一つ一つの論考への批判に止まらず、古賀さんや正木さんの研究方法は、古田史学の方法論ではないとの厳しい批判にまで及んだからだ。

以下にこの新たな論争を見ておこう。

⑦太宰府出土「戸籍」木簡 多利思北弧まぼろしの戸籍か！

2012年8月10日古田史学会報111号

大下さんによる「評」制実施が7世紀中ごろとの説に対する批判である。

この論文の前半部分は、太宰府市国分松本遺跡で見つかった「戸籍」木簡についての報告であり、この「戸籍」木簡には現在の糸島市から福岡市西区にかけての「嶋評」に住んでいた十六名の人名や身分、続柄などが書かれ、さらに「川部里」という、正倉院文書にある七〇二年の「筑前國嶋郡川邊里戸籍」と同じ地名であることから注目された。

そしてこの戸籍木簡を太宰府市教育委員会は、浄御原令（六八九年）をもとに作成された戸籍「庚寅年籍」（六九〇年）を反映しており、ただ戸籍というより、年ごとの増減を報告する「計帳」ではなかったか。そして戸籍は六年毎に作られるので、この木簡は六九六年に作られた戸籍の翌年の計帳すなわち六九七年のものであったのではないかと、としているのに疑義をさしはさみ、この戸籍木簡の記述内容が、正倉院文書の「筑前國嶋郡川邊里戸籍」とは異なり、年齢という大事な情報が欠けており、さらにその書式も正倉院文書の戸籍に比べて、より古い形のものであることに注目して、この戸籍木簡は庚寅年籍（六九〇年）よりももっと古い時期の戸籍なのではないかとする。

つまり大下さんは、筑前国では7世紀末よりももっと前に評制度が敷かれていた証拠としてこの戸籍木簡を見なしたわけだ。

そして論の後半で大下さんは、「古田史学の会」で定説のようにになっている、評制施行は七世紀の中ごろとする、古賀さんや正木さんの論にも疑義を差し挟んだ。

その根拠の一つは、七世紀中ごろの評制施行の史料は、延暦二十三年に伊勢神宮の禰宜によって作られた『皇太神宮儀式帳』だけであること。この史料は『日本書紀』の影響のもとに書かれたものではないかと思われるので、もっと正確な史料批判がなされるべきと批判する。

そして根拠の二つめは、上城誠さんが、推古十年（六〇二年）夏四月戊申朔乙酉の記事、「將軍來目皇子筑紫に至ります。乃ち進みて嶋郡に屯みて、船舶を聚めて軍の糧を運ぶ」

に注目して、この推古10年(602)年の時点ですでに「評制」は敷かれたのではないかと問題提起されていることを紹介した。

大下さんは「評制」実施を七世紀始めにはすでに行われていたとしたわけだ。

そして論文の最後に大下さんは、「七世紀前半に行われた筑紫の重要な国家事業は現在の古代史学会、考古学会などはすべて七世紀後半のもの」としており、「古田史学の会」でも、観世音寺・太宰府政庁 II 期の七世紀後半説が語られているが、これらはみな、書紀推古期の出来事ではなかったかと、自身が、「古田史学の会」の五月関西例会で「観世音寺の創建年代は六百年代・碾磑と水碓」を報告し、このたび上城さんから推古紀における「評制」の問題が提起されていること、さらには、東京古田会ニュース九四号「コスモスとヒマワリ～古代瓦の編年的尺度批判～」において、茅ヶ崎市の大越邦生氏は古代瓦の編年への疑問と観世音寺創建年代の再検討を提案されてることを挙げて、定説の再検討を提案した。

大下さんはこれまで、主として古賀さんの「前期難波宮九州王朝説」批判を展開してきたのだが、今回初めて、この説と密接不可分の関係にある、前期難波宮で「難波朝廷天下立評」が行われたとする、古賀さんや正木さんの説に疑義を差し挟み、その再検討を要求したのだ。

⑧太宰府「戸籍」木簡の考察 付・飛鳥出土木簡の考察

2012年10月13日古田史学会報112号

続く112号では古賀さんも同じく太宰府「戸籍」木簡の考察を詳しく論じ、併せて注記で、111号の大下さんの評制施行時期についての意見を批判した。しかしこの時の批判は、後に見るように、これまでの「前期難波宮九州王朝説」に関する論争の時とは異なり、古賀さんの大下批判の論調が少し変化して、突っかかっているようなものになっていることに注意したい。

この論考もまた、古賀さんの洛中洛外日記に書かれたものをあとでまとめて会報での報告文書にしたものだ。したがって論旨が前後しているのが読む者にとっての難点である。

論考の前半は、太宰府で出土した「戸籍」木簡についての考察だ。

古賀さんはこの木簡の年代を、六八五～七〇〇年の物と絞り込んだ。

その根拠は、一つは、この木簡に「鳴評」とあるのだから、評制が施行された六五〇年前後から、郡制に移行する七〇一年よりも前の時期と判断できること。

二つ目は、「進大弐」という『日本書紀』天武十四年(六八五年)に制定された冠位が記載されていること。この年に定められたとある官位が九州王朝によるものなのか、近畿天皇家によるものなのかは判断できず、官位制定の年代もこれで確かなのかどうかは確定できないとしながらも、当面は書紀記述を信用して、この戸籍木簡の年代を、685年以後と判断したのだ。

さらにこの木簡の年代推定に基づいて古賀さんは、七世紀後半の九州王朝の状況がこの木簡から推定できるとして、いくつかの論点を挙げている。

一つは、戸籍木簡と共に出土した木簡の中に、「竺志前國嶋評」との表記があることから、九州王朝では「筑紫」ではなくて「竺志」が正規の記述であることがわかるとし、ここから、『続日本紀』の文武四年六月条（七〇〇年）「竺志惣領」は九州王朝の官人を指しており、『続日本紀』の文武四年十月条の「筑紫総領」は近畿天皇家の官人を指していると判断でき、これは701年における王朝交代を反映しているのではないかとした。また「竺志前國」とあるのだから、七世紀末において九州王朝の下でもすでに筑紫は筑前と筑後に分けられていたことが確認できたとしたのだ。

二つ目は、戸籍木簡に「兵士」との文字が記載されていることから、九州王朝は七世紀末になってもまだ徴兵制を維持していることがわかり、これによって、『日本書紀』の天武元年五月条（六七二年）に唐軍の代表者である郭務悰等の帰国以後も唐軍が筑紫に駐留していたかどうか論争になっているが、駐留が続いているとすると徴兵制維持を黙認していたことになり、何のための駐留かわからなくなるのだが、逆に木簡で徴兵制が維持されていたことを重視すれば、すでにこの時期には唐軍は帰国してたと判断でき、矛盾は解消されると。

三つ目は、戸籍木簡に「政丁」とあり租税を徴収し兵役の義務を負う男子を指すことだが、これは大宝年間以後は「正丁」になっており、他の木簡からも確認できるので、九州王朝では「政丁」といったことが確認できたとしたことだ。

以上三点が、太宰府出土の戸籍木簡から、七世紀末の九州王朝についてわかったこととして古賀さんが挙げたことである。

最後に古賀さんの論文の後半は、中公新書から刊行された市 大樹著『飛鳥の木簡 古代史の新たな解明』（八六〇円＋税）の紹介で、飛鳥地方から出土する多くの木簡によって、文献史学だけではわからないことが次々と明らかになっていることを紹介した。

その一つは、藤原宮の完成年が大宝三年であること。

二つ目には、木簡から七世紀の位階が確認できること。

三つ目には、飛鳥池から発見された「天皇木簡」から、天武朝からすでに天皇や皇子と名乗っていたことが推定されること。

この三つである。

木簡がその時代の一次史料であり、後世に一次史料を編纂してできた二次史料である書紀などよりも、より歴史の真実を反映しており、木簡の記載事実で、書紀や続日本紀の記事の不明な箇所が明らかになる可能性を古賀さんは指摘した。

この点については誰も異論のないことだと思われる。

ただし木簡が一次史料ではあっても、その文面は短く、かつ不鮮明であったりするので、その文面の確定と解釈には、考古学者の主観が反映されることは注意が必要だろう。

そしてそれは、この論考で古賀さんが示した、太宰府出土の戸籍木簡についての見解に

についてもいえることなのである。

古賀さんはこの論考の評制度成立の箇所につけた注1において、先の大下さんの論文において大下さんが、古賀さんらの評制施行七世紀中ごろ説を批判した箇所を批判し、大下さんは「難波朝廷、天下立評」と記された「皇太神宮儀式帳」などの史料を信用できないとされたが、自説の七世紀初頭以前の評制開始を指示する史料根拠は明示されていない。自説に不都合な史料は「信用せず」として否定し、自説の根拠とすべき「評制」史料を提示しないという論法は、学問的に有効なものではないでしょうと自説を擁護した。

そして続いて上城さんが書紀推古紀の記述に依拠して、筑前嶋においては、610年においてすでに評制が施行されていたのではないかとの説を出したことを批判し、『日本書紀』には、国郡（成務紀）、淡郡（神功紀）、国郡（仁徳紀）、国郡縣・三嶋郡・飛鳥戸郡・栗太郡（雄略紀）、余社郡・明石郡・葛野郡（顕宗紀）、余社郡（仁賢紀）、高嶋郡・桑田郡・御井郡（継体紀）、郡司（安閑紀）、茨田郡・郡縣（宣化紀）、紀郡・添上郡・磯城郡・国郡・今来郡・泉郡・児嶋郡・高市郡・難波大郡・三島郡・郡司・相楽郡（欽明紀）などをはじめ多くの「郡」表記が見えることを根拠にして、これらをすべて「評」だったのを「郡」に書き換えたと判断できるのかとし、実際には、「評」以外にも「国」「縣」「邑」などの字が、『日本書紀』編纂時に「郡」に書き換えられた可能性があるとした。そしてこれを根拠にして上城説を否定して、『日本書紀』中の郡表記からではなく、「評制」史料に基づいた論証が必要だとして、これを詳細におこなった正木裕「常色の宗教改革」（「古田史学会報」八五号、二〇〇八年四月）を参照するようにと提案している。

つまり古賀さんは以上の理由を挙げて、評制施行七世紀中期説を擁護したのだ。

しかし先の太宰府戸籍木簡についての古賀さんの三つの指摘は、仮説に仮説を積み上げていることに注意が必要だろう。それは、

第一に、九州王朝における「評制」施行は七世紀中ごろであるとの仮説。

第二に、「進大弐」の官位が、書紀記載どおりに天武14年（685年）制定であるとの仮説。

この二つが成り立って初めて、古賀さんの今見た三つの議論は成立するのだ。

しかし第一の仮説の元になっている『皇大神宮儀式帳』では、「天下立評」といっても伊勢国では一国を九州王朝の直轄地にしたのではなくて、屯倉を置き、そこを評として統治させたことを示しているにすぎないことを古賀さんは見落としている。したがって「天下立評」と言っても九州王朝の直轄地とそうではない他の分王朝の直轄地とでは評制施行の形が違う可能性が考えられる。現に正木さんが指摘した「常陸風土記」での評制施行史料では、七世紀中ごろに関東は八か国に分国され、その際に常陸に新たに評が制定されたことを意味している。関東は九州王朝の直轄地であったと思われる。

しかし、太宰府木簡で問題になっている筑前嶋評であるが、ここは古くからの九州王朝の直轄地である九州の、それも王城の地の周辺の話である。ここも七世紀中ごろの「天下立評」で初めて評制が施行されたと判断してよいのだろうか。

評制度はもともとは中国の制度であり、中国の直轄地であった、朝鮮半島の楽浪郡や帯

方郡では、かなり古い時代から評の称号を持って軍事政治を行った人物がいたことは確認されている。

そして書紀記事の朝鮮半島記事には、「日本領」と目される地域に早くから評の文字が見られる。即ち書紀継体紀の14年秋九月の項に、「日本領」である任那を統括していた倭国將軍近江毛野臣に対して百済が軍勢を催して攻めたとき、毛野臣が百済軍を迎え撃った場所として、「背評」という地名が示されている。

またこれは6世紀初めの記事なので、評制度施行の最初はその前の5世紀末の倭の五王の時代にまで遡れる可能性すら示しているのだ。

ということは日本における統治機構としての評制度は、九州王朝の直轄地、それも王の直轄地である屯倉や官家において最初に施行され、王の直轄地が屯倉や官家から一国全体に広がることによって国単位で施行されていくという経過を辿ったことが推定できる。

この観点から見ると、筑前嶋評の制定は、七世紀中ごろもしくは、それ以前の可能性が見て取れ、この点で、先の大下さんの論文で紹介された、上城さんの説、すなわち推古十年（六〇二年）夏四月戊申朔乙酉の記事、「將軍來目皇子筑紫に至ります。乃ち進みて嶋郡に屯みて、船舶を聚めて軍の糧を運ぶ」が元々は九州王朝の記事で、元の文では「嶋郡」ではなくて「嶋評」であった可能性があるとの説に依拠すれば、この太宰府から発見された戸籍木簡の成立年代は、七世紀末ではなくて、七世紀初期の可能性もでてくるのである。

古賀さんは書紀の記述ではなく「評制」史料に基づいて議論せよというが、今まで古賀さんが挙げた「評制」史料は、すべて後世の史料である。

「常陸風土記」は和銅六年（713）5月2日の官命によって編纂されたものと推定され、「皇大神宮儀式帳」は延暦二三（八〇四）八月二八日に出された物。どちらも古賀さんらの評制施行時期からみても60年～150年後世のものである。

これに対して太宰府出土木簡は年次の判断はいろいろあるとはいえ、後世のものではない同時代の一次史料である。この一次史料の解釈を後世史料で行ってよいのだろうか。やはりここは、一次史料であるさまざまな年次のわかる木簡群の検討によって評制施行時期は明らかにされるべきだし、一次史料を大量に引用している書紀や続日本紀に評制施行の痕跡がないかを調べることだと思う。

古賀さんらはこの書紀記事の精査を未だ行っていない。これをせずに、評制施行を七世紀中ごろでないというのなら、そうではない評制施行の史料を提示しろと大下さんに迫るのはお門違いというものだ。

大下さんは古賀さんらが挙げた後世の評制施行史料をもっと精査すべきだし、古賀さんらも大下批判を受けて、自身の後世の評制施行史料の解説を再度精査しなおすべきだし、どちらも一次史料の宝庫である『日本書紀』の精査を行わなければいけないと思う。

最後に古賀さんの上城批判だが、書紀記事の中の多数の「郡」表記の存在を挙げてはいるが、一つ一つの「郡」表記の元がなんであるのかを精査しないまま、そして上城さんが指摘した書紀推古紀の「郡」表記も精査しないで、上城説を否定して自説を擁護する態度

も、学問的ではないと思う。

どうも論争が、これまでの冷静なものから、互いの方法論を非難しあうレベルになってしまっていることが気になる。

⑨「礎礎と水礎 史料の取り扱いと方法論」

2013年2月8日古田史学会報114号掲載

この大下論考は、「古田史学会報一一〇号」において古賀論文「観世音寺・大宰府政庁Ⅱ期の創建年代」六七〇年代説の補足説明に使われた、正木さんの「観世音寺建立と「礎礎」」を批判するとともに、正木さんや古賀さんの学問の方法論は、古田さんが示した方法論を逸脱した間違っただけだと批判したものだ。

まず前半の正木さんの「観世音寺建立と「礎礎」」を批判を見ておこう。

古賀さんの「観世音寺・大宰府政庁Ⅱ期の創建年代」は、考古学によるこの寺の創建瓦が「老司Ⅰ式」とされ、これは藤原宮に先行し七世紀後半と編年されていること、そして、『二中歴』所収「年代歴」の九州年号「白鳳」の細注に、「観世音寺東院造」という記事があるので、観世音寺が白鳳年間（六六一～六八三）に創建されたと見られていることなど、従来知られた論拠に加え、九州年号の「師安」（五六四）から永禄二年（一五五九）までの記録を含む、甲斐国勝山富士御室浅間神社の古記録である『勝山記』にも依拠して、観世音寺創建を白鳳期とした論文である。

その新たな論拠は、『勝山記』の「白鳳十年（六七〇）」の項に、「鎮西観音寺造」という記事があることだ。

古賀さんは鎮西とは九州であり、九州の観音寺とあるからには、太宰府の観世音寺と解する他はないとして、この史料によって、観世音寺の創建年代は白鳳10年（670）であることが確かめられたとしたのだ。

そして古賀さんは観世音寺創建が670年であるならば、この創建瓦である老司Ⅰ式とほぼ同時代か少し後と考えられている老司Ⅱ式の太宰府政庁Ⅱ期の創建は670～680年頃になるとして、これは筑紫君薩野馬が唐より帰国した頃だから、太宰府政庁Ⅱ期は、筑紫君薩野馬のために造営されたもので、これは、当時筑紫に進駐していた唐の軍隊の「監視下」での造営だから、前期難波宮よりも規模が小さくなったのではないかと、推論の翼を大きく広げている。

さらに太宰府の研究者である井上信正氏が新たな説を発表され、それでは、大宰府政庁Ⅱ期や観世音寺よりも条坊都市が先行して造営されているとされ、その条坊都市と太宰府政庁Ⅰ期が同時期としているのだから、掘立柱式の太宰府政庁Ⅰ期は七世紀初めにさかのぼることが可能なのではないかとした。

この古賀論文の眼目は、観世音寺創建年代を核として、太宰府政庁Ⅰ期Ⅱ期の創建年代を確認するところにあつたのである。

正木さんの補論は、白鳳十年（天智九年）の『日本書紀』「是歳」条に「是歳、水碓を造りて冶鉄（かねわか）す」とあり、「水碓」は別名「碾磑」とも呼ばれていて、その「碾磑」が現在でも観世音寺講堂の前に残されている。したがって書紀白鳳10年の「是歳、水碓を造りて冶鉄（かねわか）す」の記事は、「白鳳十年の観世音寺建立に際し、必要な金属の精錬のため碾磑が造られた」と考えられると、古賀さの観世音寺白鳳10年創建説を支持したものだ。

この補足説を大下さんは批判した。

すなわち、「碾磑」とは「挽き臼」のことで“挽ひく”もの、そして「水碓」とは水力を利用した「碓」で“舂つく”もので、両者は別ものであり、この誤った解釈が生まれた背景と、そのまま古田史学の会の会報に掲載されている理由を問うたのだ。

その論証は以下の通り。

まず「碾磑」も「水碓」も、それぞれ書紀には別記事として表れているが、すでにこれと同じものだとの混同は、平安初期に作られた養老令の解説書である「令義解・職員令」でなされており、現代の通説もこれを引き継いでいる。

その上に正木さんは、書紀天智九年（六七〇年）の「是歳水碓を造りて冶鉄す。」を、岩波古典文学大系『日本書紀』の「碾磑とは水力を利用した臼、水碓なり。天智紀の水碓とは水車によって、ふいごを動かし、冶鉄にもちいたものか。」の解釈を拡大解釈して、冶鉄を朱を抹したとし、『筑前国続風土記』の石臼記事と観世音寺境内碾磑の調査結果、それに天智紀の記述を合せて考察すれば、「白鳳十年の観世音寺建立に際し、朱か金を造るため碾磑が造られた」としているが、これは誤った通説に依拠し、さらにそれを強引に拡大解釈したものと断じた。

さらに大下さんは平安時代の「令義解・職員令」において、「碾磑」も「水碓」も同じとの理解が行われた背景を論じていく。

すなわち、中国においても「碾磑」と「水碓」とは別物なのだが、書紀記述によればどちらも共に中国からもたらされたものだが、平安時代にはすでにその実物は見られなくなり、「碾磑」と「水碓」とが日本に輸入されたのは、鎌倉時代における東大寺造立や東福寺の造立時と思われる。このため両者は平安時代には実物を見ることができなくなっていた上に、「ヒク臼」も「ツク碓」も日本語ではどちらも「ウス」であることから、誤って両者を同じ物と混同したのではないかと。

その上で次のように論をまとめた。

すなわち、「平安時代に、碾磑＝水碓と呼ばれた米や麵を作る国産の道具があった可能性は百パーセント否定できません。しかし、七世紀の推古紀、天智紀に書かれた碾磑や水碓は中国から来たものです。これらがどのようなものかは、後世の史料からでなく、まず同じ時代の隋や唐の中国史料・遺物から判断しなければならないと考えます。」と。

そして、「観世音寺の創建年代」と「観世音寺境内の碾磑」、「続筑紫風土記」、そしてその関連を古代の史料に求めるなら、当然「推古十八年条の碾磑記事」と「養老令の碾磑記

事」になります。「推古十八年条の碾磴記事」と「養老令」を無視して、「天智九年条の水碓」「令義解の解釈」のみをとり上げ、またそれらの史料を強引に結び付けて、観世音寺の創建年代を天智期とする正木論文の方法は間違っていると考えます、とまとめた。

大下さんは書紀記事から観世音寺創建年代を考えるのなら、現在残されている「観世音寺境内の碾磴」のことと考えられる、「推古十八年条の碾磴記事」によるべきだとされたわけで、観世音寺創建は、推古十八年（六〇八年）の可能性大とされたわけだ。ただしここでは「碾磴」で何を挽いて何を造ったのかは大下さんは論じてはいない。

そして最後の論調でわかるように、ここで大下さんは、正木さんの論の批判に止まらず、学問の方法論に批判の矛先を向けた。

そしてさらに論を進め、これは正木さんに限らず、今、古田史学の会では、古田史学の方法論からの逸脱が行われていると批判し、「都合の良い記事だけの採用」、「二次史料の安易な利用」また「強引な拡大解釈」など「古田史学の会」においては、以前はあってはならないこととされていたのに、これが横行している理由は何かと問い、それは、古賀氏の「前期難波宮＝九州王朝副都＝孝徳期建設」説にあると断じた。

そして、「前期難波宮＝九州王朝副都説」は、

イ．前期難波宮遺構の孝徳期造営説

ロ．九州王朝白村江前の副都造営説

の二つの仮説から成り立っていて、それぞれの仮説の論証がなされないままで論が展開されていること。さらにこの二つの仮説を結びつけているのが、正木さんの書紀記事「三十四年遡り説」だとし、それは、古田さんが持統の吉野行幸記事を34年遡らせたことに根拠を求めているが、古田さんの場合は、吉野行幸記事は、「真冬の吉野行幸」など、だれが考えてもおかしい記事がまず前提で、日付干支などの証拠があつてのこと。しかるに正木さんの場合には、その証拠もなく、「前期難波宮九州王朝副都説」に都合の良いように書紀記事を34年遡らせただけと断じた。

さらに古賀さんが洛中洛外日記第364話（2011/12/18）において「相対論証」という新しい言葉（造語）が作られて「証拠がなくても、説明さえつければよい」として「三十四年遡り」説を擁護したことを批判し、自説に都合のよい『書紀』の記事の年代の移動を批判した。

ちなみにこの「相対論証」とは古賀さんの当該の日記によれば、「絶対論証」の対概念だ。

すなわち「絶対論証」とは、「こういう史料根拠により、誰がどのように考えてもこうとしか言えない」というような決定的な証拠と論理性にもとづいた論証」。そして、「相対論証」とは、「史料根拠に基づいて、Aの可能性やBの可能性など複数の可能性が考えられるが、人間の平明な理性や経験に基づけば相対的にAの可能性が著しく、あるいは最も高い、という論証」で、「絶対論証」より論証力は劣るものの、他の仮説よりも有力な仮説を提起できるとしたことだ。

さらに大下さんは古賀さんの観世音寺白鳳10年創建説を批判し、これでは「白村江の敗

戦はなかった」かのような説であり、考古学者が瓦の年代などを判断する際には書紀記事などを参照しているので実際の実年代とずれが生じるおそれについてはすでに古田史学内の先行学説でも問題にされているのに、安易に考古学者の説に頼っていると批判。

これらの正木さんや古賀さんの学問の方法論は、「古田史学の方法論」を逸脱した誤ったものと断じたのだ。

そしてこれに続いて大下さんは、古賀さんが先の太宰府戸籍木簡を論じた論考で大下説と上城説を批判したことに対して反論をした。

すなわち、一つは、「評」制の開始に関することで、古賀さんが依拠した『皇太神宮儀式帳』は明らかに書紀記事に基づいた記述があるのに古賀さんはこの後世の二次史料の史料批判をせずに依拠していること。

二つ目は、「評」制開始については、『なかつた創刊号』の古田さんによる『大化改新詔の信憑性』（井上光貞氏）の史料批判に依拠して、ここに「倭の五王と都督・評督の問題」が詳しく書かれ、評督の支配する土地は「評」と呼ばれていたのではないかとの古田説を紹介して、評制施行が6世紀後半にまでさかのぼる可能性を説き、古賀さんと正木さんの論は、こうした先行学説も無視したものだとして批判した。

さらに三つ目は、冠位の問題。

すでに古田さんが、『なかつた六号』「金石文の九州王朝」において「小野毛人の墓誌」の史料批判を行い、九州王朝の官位である朝臣を天武13年の項に盗用し、さらに冠位制度は天武14年に盗用したと論じていたのに、古賀さんが天武14年における冠位制定記事は信用できるとしたことも、先行学説の無視であると批判した。

こうして大下さんはさらに踏み込み、古賀さんや正木さんの個々の論の適否だけではなく、その学問の方法論もまた古田史学の方法論の逸脱・否定であると断じたのだ。

この際大下さんは、評制施行についての詳細な反論を提示されなかった。他の問題を論じた論考の中に、付け足しのようにして短く論じたのであった。この点は、論争における大下さんの最大の欠点・間違いであったと思われる。

人の説を批判するのに、詳細な論拠を示さず、詳細に論じないでにおいて、その説が、古田史学の伝統、その方法論と先行研究を無視したと断じたのでは、批判された方が感情的になるのはやむを得ないと思う。たとえ古賀さんや正木さんの論が古田さんの論を無視したものであっても（無視したものだとして私も考えるが）、その一つ一つの論考について丁寧に検討し批判するのでなければ、学問における論争とは言えないのだ。先行研究である古田さんの説を無視しているとの批判だけだと、「古田と違うことは言うな」と言ったのと同じと相手に受け取られる危険があるのだ。

やはり評制施行時期については、以下のように論じるべきではなかったか。

まず第一に、古田さんが倭の五王がすでに中国王朝の都督の称号を中国王朝に求めてこれを授けられていたのだから、都督である自らが治めるその下部の統治機構として評を設け、その長官を評督とした可能性が高いとした先行学説がある。

しかし古賀さんや正木さんが指摘した様に、少し後世の 8 世紀ないし 9 世紀の後代史料ではあるが、そこに九州王朝による評制施行が七世紀中ごろであるとの史料が存在するのも事実ではある。この後代史料に依拠した古賀さんや正木さんの研究を、研究方法の逸脱と批判するのではなく、九州王朝による「天下立評」が七世紀中ごろとの史料も存在するのだから、これと古田さんの先行学説を矛盾なく説明することができないかをまず考察すべきであったと思う。

これをすれば先の二つの後代史料のうち、『皇大神宮儀式帳』が示した「天下立評」の実態は、伊勢国ではこの国全体を九州王朝の直轄地としてではなく、新たに作った直轄領である屯倉を評として統治させたことを示していた。これに対して「常陸風土記」の記述は、関東を八か国に分国し、その中の常陸の国には従来の国造統治下の国を再編して新たに評を設置し、そこに評督を置いて治めさせたことを示していた。つまり評制施行の仕方に二種類存在したことがわかるのである。

ということは何を意味するのか。

伊勢国の場合は、新たに置いた九州王朝の屯倉を評としたということは、伊勢国自体は九州王朝の直轄地ではないということの意味している。おそらくここは、分王朝である近畿天皇家の直轄領であろう。そして関東が八か国に分国されてそれぞれに新たに評が設けられたということは、関東が九州王朝の直轄領であったことを意味している。つまり七世紀中ごろの「天下立評」は、九州王朝の直轄領では国造などの豪族の所有地も廃止されてすべて天子の領地に再編され、国造などが治めていた国を再編して直轄地としての評とされ、そこに天子が任命した評督が置かれた。しかし九州王朝の直轄地ではない地域では、そこに置かれた九州王朝の直轄地である屯倉にだけ評制が敷かれたということだ。

そして従来令制の国ができるまでは、どこでも天子・天皇が一国を直轄地として統治したのではなく、令制の国となる地域の中には、天子・天皇の直轄地である屯倉以外には、諸豪族の直轄地であるさまざまな名称の土地があったことは確認されている。ということは、「天下立評」とは令制の国を制度化したことを意味するようだから、それ以前の段階で九州王朝の版図で評制が敷かれていたのは、天子・天皇の直轄地である屯倉においてだけであった可能性が高いのである。

ということは、倭の五王の時代はまだ当然、天子・天皇が全ての土地を直轄地として統治していない時代であるのだから、この時代に評制が施行されていたとしても、それは直轄地である屯倉だけのことであったと考えられるのである。

以上のように考察してみると、古田さんによる評制施行が倭の五王の時代であったとの説と、古賀さんや正木さんによる評制全国施行が七世紀中ごろとの説とは、矛盾しないのであって、それぞれ評制施行の異なる段階を意味していたと解釈できるのである。

あとはこの推論を確定できる一次史料を探すだけ。

こう考えてみれば、書紀の記述の中にもその痕跡はあるし、一次史料である木簡の中にもあるだろう。

以上のように考えて、大下さんらが、古賀さんや正木さんの「評制施行」に関する新たな説を、古田説の無視だと論難するのではなく、古田説と矛盾するのかもしれないのかを、史料事実を精査することを通じて明らかにしようとの姿勢で論争を挑んでおれば、その後実際に起きたように、古田史学の逸脱か否かという、ある意味での神学的論争のレベルになっ
てしまい、相互が非難しあうレベルにはならなかったものと思われる。

なぜこれを神学的論争と見るのか説明しておこう。

「古田史学の会」は、古田さんの学説を支持し、その普及と、古田さんがい依拠した方法論によって古代史を研究することを目的とする団体である。すなわちこの会の会員はみな「古田説支持者」であり「古田の弟子」とみなされている。

このような性格をもった団体において、ある論者の説が、古田説無視であり、古田さんの学問の方法論を逸脱無視したものだ
と断じれば、当然批判された方は、そうではないとやり返し、論争は、どちらが古田説と古田さんの学問の方法論を理解しているかのレベルになり、これは神学でいうところの、正統・異端の論争になるからである。

どちらが異端でどちらが正統か。

論争がこのレベルに踏み込んでしまうと、あとは泥仕合の様相を見せ、論争の決着は論の正しさではなく、団体における権力を掌握している方の勝利に帰着し、論争の商社は自らを正統を保持していると誇り、論争の敗者を異端として排除するのだ。

したがって論争をこのレベルに持って行ってしまうと、それはすでに学問の論争ではなく、神格化された古田説・古田さんの学問の方法論に対する、正邪論争になってしまう。

私は、古賀・大下論争を見てきて、論争がこの時点ですでに、この神学レベルの正邪論争になってしまったと判断している。

この大下さんの論争における「お手付き」との「踏み外し」とでもいうべき行動によって、これまで比較的冷静に大下さんの反論に対してきた古賀さんが、かなり激しい調子で大下さんを論難する方向に転じてしまい、以後正木・古賀両氏による激しい大下批判へと展開していった。

そもそも古賀・大下論争の淵源は、2011年8月8日の古田史学会報105号に掲載された、上城誠さんの「論争のすすめ」で、上城さんが、会報103号の正木論文「筑紫なる飛鳥宮」を批判したあとで、「会報」を見れば判るとおり、各論者が自己の仮説を発表しているだけで終わっている。そして、その大部分に対して検証・反論なきまま仮説が積み重なってゆき、いつの間にか「古田史学の会」が認めた「定説」であるかのように、インターネット上にホームページを有する論者が扱い、また自説の根拠として利用したりしている。それで良いのだろうか。もっと会報上で論戦を繰り広げるべきであろう。」として、案に、古賀さん・正木さん・西村さんという関西の論客たちの説が、論証されていない仮説の積み重ねに過ぎないと批判したことに始まるものと思われる。そして続く2011年10月8日古田史学会報106号に正木さんが「論争の提起に
応えて」で上城さんの提起は、「正木は古田氏や古賀氏はじめ古田史学会各位の説を多く引用しているが、それらの説の

正当性を十分検討した上での引用なのか。会報の紙面からは判断できないので、この点を確認したい」というものと理解するとして応答を開始したところから論争が始まった。そしてさらに次の、2011年12月10日古田史学会報107号に大下さんが「古代大阪湾の新しい地図 難波(津)はなかった」を出して古賀さんの「前期難波宮九州王朝副都説」を根源的に批判する論考をだしたところで、論争が本格化したのであった。

それでも論争は比較的冷静であったが、これまで会員の論考を名指して批判することは少なかった古田さんが、2013年4月8日古田史学会報115号の西村さんによる「隼人原郷」が、古田さんの説を無視しその方法論を逸脱したものであることに驚き、続く2013年6月6日古田史学会報116号に「古田史学」の理論的考察」、さらに2013年8月15日古田史学会報117号に、「いじめ」の法則 続、「古田史学」の理論的考察」を立て続けに発表し、西村さんの「隼人原郷」が古田さんの説を無視したものであることを批判するだけでなく、西村さんがかつて2004年6月1日古田史学会報62号で「マリアの史料批判」をだし、「旧約聖書」と「新約聖書」の史料の性格の違いを無視した論考を発表したにもかかわらず古賀さんがこの論考を絶賛したことを引き合いに出して、最近の「古田史学の会」の主要論客の論が古田さんの学問の方法や学説を無視したものであることを暗に批判し、論争の一方の当事者が会報の編集権を握っているため、公正な論争が行われていないことを批判した。

この古田さんの動きが上城さん・大下さんの動きと一連の物であることは明白だが、古田史学の会の理論的支柱であり精神的支柱である古田さんが自身が論争に参加し、最近の「古田史学の会」の学問傾向と会の運営のしかたの批判を行ったことは、大きな衝撃を与えたものと思われる。

論争が、「弟子」たちによる、古田史学の業績と方法論を正しく継承しているのか否かの論争のレベルになっていたとき、御大の古田さんまで「古田史学の会」の現状批判に参戦したのだから、批判する方は大いに味方を得た思いを持ち、冷静さを失った中で舌鋒鋭く批判を展開することになっただろうし、批判される方は、自説の間違いを認めることはすなわち、自分が古田の「正統な弟子ではない」とされ、会から排除されかねないと感じて冷静さを失い、自説の弁護と批判者への憎悪に満ちた論難に走ったものと思われる。

この点については、別途稿を改めて論じたい。

⑩七世紀の須恵器編年 前期難波宮・藤原宮

2013年4月8日古田史学会報115号

この古賀さんの論考の前半は、⑨の大下論文における古賀・正木批判が、「誤読と曲解」によるものとした大下批判であり、後半は「前期難波宮九州王朝説」を擁護する新たな論旨の展開になっている。

まず前半を見ておこう。

最初に古賀さんは「相対論証」についての大下理解は曲解だと断じる。

即ち自分は、「相対論証」とは、史料根拠に基づいて、Aの可能性やBの可能性が考えられるが、人間の平明な理性や経験に基づけば相対的にAの可能性が著しく、あるいは最も高い、という論証のケースです。「絶対論証」より論証力は劣るものの、他の仮説よりも有力な仮説を提起できます。従って、「相対論証」にとどまる場合は、なるべく多くの傍証を提示し、「相対論証」の説得力を増すよう努めなければなりません。」と定義づけた。

この文を読んでどうやって「証拠がなくても、説明さえつければよい」などと言っているかと断じることができるのか。これは大下さんの曲解であるというのだ。

たしかに古賀さんの定義でははっきりと「史料根拠に基づいて」とあるので「証拠がなくても、説明さえつければよい」という言い方にはなっていないように見える。

しかしこれは言葉の使い方が異なるのであって、実は古賀さんの定義では論理的には「証拠がなくても、説明さえつければよい」になってしまうということをお大下さんは言ったに過ぎないのだ。

なぜそう言えるのか。

古賀さんは「相対論証」の対概念である「絶対論証」を次のように定義した。

すなわち、「絶対論証」とは、「こういう史料根拠により、誰がどのように考えてもこうとしか言えない」というような決定的な証拠と論理性にもとづいた論証です、と。

つまりある説を証拠として支える一次史料が存在し、その説を否定する一次史料がないばあいのことなのだ。こうなればこの説は確定で、一つの歴史認識となるので、ここを基盤として他の仮説を立てていくことも可能である。

しかし、古賀さんが言う様に、「ここまで断定できる論証は、史料的に限定された古代史研究においては珍しいことです」。なぜなら史料というのはすべてが残っているわけではないからだ。

そうした場合に行われるのが「相対論証」だと古賀さんは説明する。

Aの可能性やBの可能性が考えられるが、人間の平明な理性や経験に基づけば相対的にAの可能性が著しく、あるいは最も高い、という場合だと。

だから、なるべく多くの傍証を提示し、「相対論証」の説得力を増すよう努めなければなりません、と。

ということは古賀さんのいう「相対論証」では決定的な証拠がないので、傍証となるさまざまな史料を提示して説得力をますように論じなければいけないと、ということになる。

ではこの場合傍証となる史料とはどんなものなのか。

九州王朝による評制施行の場合で考えてみよう。

七世紀中ごろに九州王朝が評制を全国的におこなったとの一次史料が存在すれば、これは文句なしに立証されたとなる。

しかし残念ながら今のところそれはない。一次史料の宝庫である書紀にもないし、評制が記された木簡でもそこまで論証できるものはないからだ。

古賀さんと正木さんが挙げた、九州王朝の評制施行の史料は、先に見たようにすべて後世の史料。つまり一次史料ではなく二次史料。二次史料の場合には、その史料にどの程度一次史料が反映されているかを論証しなければいけない、つまりどこまで史料として信用できるのかを論証しなければいけないのだが、古賀さんや正木さんはこの作業（これを史料批判という）を行ってはいない。

そのうえに、一次史料が大量に引用されている書紀記述の中に、九州王朝のよる七世紀中ごろの評制施行の痕跡なりが残っていないかの論証も古賀さん・正木さんは行ってない。そして同時に一次史料である評制記述の木簡が七世紀中ごろ以後に現れるという論証もないのだ。

この三種類の傍証となる論証がされておれば、決定的な一次史料が無くても、論証は完了したとみなせるのだ。

大下さんの批判はこの点をついたのだ。

だから古賀さんの論でいう「相対論証」とは、いくら「史料根拠に基づいて」と言っても、実際に提示された史料が証拠として採用できるとは確定されていないものなので、そのまま論を進めれば、「証拠がなくても、説明さえつけば良い」と言ったのと同じだと批判したのだ。

ここは大下さんの曲解ではなく、古賀さんが自分が言っていることの意味すらわかっていないのか、もしくは意図的に言葉の装飾によって自分の論の間違いを覆い隠しているかのどちらかなのだ。

次の古賀さんが論じたのは、天武紀冠位記事の理解について。

大下さんは先の論考で、古賀さんは、小野毛人墓誌にある位階「大錦上」のみを取り上げ「天武紀」の信用性を指摘していますとしているが、実際に論文を読んでみればわかるように私は、那須国造碑に記された「追大壺」、采女氏榮域碑の「直大弐」、小野毛人墓誌の「大錦上」について論じ、飛鳥出土木簡なども提示して論じたのだから、大下さんの理解は曲解だと批判した。

しかし古賀さんの論を読んでみると確かに、天武紀冠位記事の信用性を論じた箇所は、同墓誌に記された紀年「丁丑年」（六七七年）と位階時期が一致しており、と論じられており、他の那須国造碑や采女氏榮域碑、そして飛鳥木簡の冠位記事と書紀の天武紀冠位記事が一致しているかどうかは論証していないのだ。

ここも大下さんの曲解というのは当たらない。

むしろ古賀さんが自身が、丁寧に書紀天武紀14年の冠位記事の信憑性を、金石文や木簡という一次史料で論証しなかったうかつさが指摘されねばならない。

その上この論文で古賀さんが、太宰府出土「戸籍」木簡に記された位階「進大弐」が七世紀末の位階である証拠として、市 大樹著『飛鳥の木簡 古代史の新たな解明』（二一〇頁）によると、藤原宮から大量出土した八世紀初頭の木簡に進第壺の位階があることを挙げているが、この史料は八世紀初頭においても書紀天武紀14年の条の位階が使われている

たことを示すのであって、この位階が、天武紀14年に定められたことを示すものではないことを忘れている。

そしてこれは、太宰府出土の戸籍木簡に天武紀14年の冠位の中の「進大弐」の記述があるからといって、この冠位が天武14年に制定されたことを示しているわけではないことと同じである。

どうも古賀さんは史料がなにを論証しているのかという大事な問題を取り違えているようだ。

さらに三つ目に古賀さんは、大下論考の非を批判する。

それは、大下さんが評制施行は七世紀中ごろではなく、六世紀後半にまで遡れるとしておきながら、その証拠・根拠を提示しないことだ。

そしてここで古賀さんが言う根拠とは、六世紀後半の評制の存在を示す「根拠」（木簡・金石文・文献等）のことだ。これを示さずにいるのでは論争にならないというのが古賀さんの言い分で、さらにこれに追い打ちをかけるに様にして、大下さんが反論の根拠として示した古田さんの論考・『大化改新』（井上光貞氏）の史料批判（『なかつた』創刊号）には、『評督』の方は、出現が大体日本列島にほぼ限られている。そして、時期が、出現の時期が、七世紀の半ばから七世紀の末までに限られている。」としているが、これは、古田先生も評制成立（出現）を七世紀中頃とするわたしの見解と同様の認識を示されているのですとして、大下さんは古田さんの講演録を正確に読んでいるのかと批判した。

しかし最後の古田さんの指摘について論じれば、これは評制開始の時期を論じたのではなく、現実に木簡などで確認できる時期を言ったまでだ。

古田さんの論を正確に読んでいないのは古賀さんの方だ。

そして6世紀後半における評制実施を示す木簡や金石文、そして文献を示せというのも古賀さんの言いがかりである。

木簡や金石文で確認できるのは、古田さんも指摘されたように、今のところは七世紀半ばから末に限られている。あとは文献の方だが、たとえば一次史料の宝庫である書紀の記述の中に、評制の六世紀実施の痕跡がないかどうか、古賀さん自身は精査されたのだろうか。

先の上城提起のように書紀推古紀10年の「嶋郡」の記述はその痕跡ではないのか。その他の「郡」表記も痕跡ではないのか。その一つ一つの精査をすべきなのは、批判された古賀さんにもあるはずである。

どうも論争がきわめて感情的になっている。

この論考の後半は、「前期難波宮九州王朝副都説」の補強見解であるが、前の「難波宮の学習」では天武期造営説もあることも論じていたのとは論調が一転し、極めて強硬に七世紀中ごろ造営説を防衛しているところに特徴がある。

すなわち第一に、天武期造営とした小森説は成り立たないとの論究だ。

その根拠は、七世紀の編年に用いられる須恵器杯には、H・G・Bの三種類があるが、H

は古墳時代から続く様式で、Hはその次に現れたものでHの蓋につまみが付いたもの、そしてその次に現れるBは、Gの碗の底に脚が付いた様式。それぞれが前期難波宮と藤原宮宇の整地層では異なった現れ方をしているという事実だ。

前期難波宮整地層では、H・Gが主流でBは若干量。対する藤原宮整地層では、Bが主流。この事実を古賀さんは、「前期難波宮整地層との比較では、一様式から二様式ほど前期難波宮が藤原宮よりも早いと判定される」と結論づける。

その上で小森さんの編年を是認してみると、須恵器一様式の継続期間を約二五年となるのだから、「前期難波宮創建は藤原宮創建よりも二五～五十年先行するということになり」、「藤原宮の整地層年代を六八〇年頃とすると、前期難波宮整地層は六三〇～六五五年頃となり、ほぼ定説通りとなります。前期難波宮完成は『日本書紀』によると六五二年ですから、土器編年と矛盾しないのです」と。つまり小森説の編年でも、前期難波宮は七世紀中ごろになるのだと。

しかしこの読みは強引な曲解だ。

須恵器杯HとGとはその発生時期は異なるが、実は並行して使われていたことはすでに証明されている。Hの消滅はGの発生以後なのだ。だから前期難波宮整地層がH・G主流で藤原宮整地層がB主流と言っても実年代は一様式しか違わない。その差は25年から30年と見るべきなのだ。しかも整地層の年代を確定するには、整地層から出るもっとも新しい年代の土器の年代で行うべきことは先に指摘したが、前期難波宮整地層で最も新しい須恵器はBであり、少なくともこの整地層は須恵器杯B出現の初期のもの、そして藤原宮整地層は須恵器杯Bより後のものは出土していないのだから、二つの宮の整地層の年代は、25年よりもさらに近接した時代になるのだ。だから660年以後。

古賀さんの小森説否定は強引な曲解によって成り立っている。

そして続いて提起した、難波宮北西の水利施設から出土した木柁の伐採年が年輪年代測定の結果も、伐採年代の634年が必ずしもこの水利施設造営の年代ではないという事実を無視した強引なものである。

二つ目の論旨は、前期難波宮が天武期に造営されたものであるとし、それが書紀天武紀の12年(683年)にある「副都招」によってもものと見た場合には、六八〇年代頃から造営されたことが出土干支木簡から判明している藤原宮整地層と前期難波宮整地層は同じ様相を呈していなければならないと問題を設定する。その上で先に見たように、前期難波宮整地層では須恵器杯H・Gが主流で、藤原宮整地層では須恵器杯Bが主流なのだから、前期難波宮天武期造営説は成り立たないと古賀さんは論じた。

しかしここも詭弁である。

藤原宮整地層は須恵器杯Bが主流どころか、それしか出土しない。そして前期難波宮整地層からは少しではあるが須恵器杯Bが出土している。ということは整地層出土の須恵器で言えば、二つの宮は極めて近接した時期に造営されたことを示しているのである。

したがって古賀さんの強弁にもかかわらず、藤原宮が680年代造営であれば、前期難

波宮造営はこれに近接した670年代か680年代造営であって、650年代造営とする古賀説の方が成り立たないのだ。

さらに三つ目に古賀さんは、問題となっている須恵器杯Bの年代そのものをより早期に繰り上げようと画策した。

その根拠は、「大宰府政庁1期と2期の遺構から須恵器杯Bと見られる土器が主流須恵器杯として出土している」と古賀さんが考えたことである。

そして、「須恵器杯Bが多数出土している大宰府政庁1期と2期遺構ですが、一元史観の通説でも1期の時期を天智の時代とされています。すなわち六六〇年代としている」ことを根拠にして、須恵器杯Bの年代が、660年代以前にさかのぼる可能性を指摘、ここから須恵器杯Bの出現は、近畿よりも九州の方が早いのではないかとした。

つまり通説で見ても、九州では七世紀中ごろ、そして近畿では七世紀末とされているからだ。

ここから古賀さんは須恵器杯Bは北九州で発生し、近畿では前期難波宮の地である上町台地に他に先駆けて伝搬し、それが近畿に広がったのではないかと推論し、これは前期難波宮が九州王朝によって作られたとする古賀説を支持する事実だとしたのだ。

しかしこれは、古賀さんが報告書の図版を見て、「大宰府政庁1期と2期の遺構から須恵器杯Bと見られる土器が主流須恵器杯として出土している」と考えたからであって、大宰府のその須恵器杯と前期難波宮以後の近畿で出る須恵器杯Bが同じものと断定されたわけではないのに展開した説に過ぎない。

古賀さんは、「大宰府政庁調査報告書などを見ての判断であり、出土土器を実見したわけではありませんので、引き続き調査を行います」と書いてはいるが、思い付きでもなんでも、自説に有利だと思えば、即座にそれを発表してしまうということは、この時点で古賀さんが、自説の「前期難波宮九州王朝副都説」を断固防衛しようとする立場に移行していることを示す、興味深い事実である。

そしてこの論考の最後に、大下さんの批判によって須恵器編年など詳しく学習する機会を得たことを感謝すると言っておきながら、「論争や批判は歓迎しますが、論争相手や他者の文章はその論旨を丁寧に読みとり、正確に引用し、自説の根拠を具体的に明示されるよう希望します」と、まるで大下さんが人の文章を不正確に理解したり不正確に引用しているかのような印象操作に走っていることも、自説防衛にはなりふり構わずのレベルに墮してしまっていることを示している。

⑪観世音寺の「碾磑」について

2013年4月8日 古田史学会報115号

この正木論文は客観的にみれば、大下さんによる⑨の論文「碾磑と水碓 史料の取り扱いと方法論」における正木説批判を受けての反批判論文であるのだが、なんと正木さんは

大下論文によって自身の説が批判されていることについては一言も触れないで、その実は、大下論文こそ事実を把握していない間違っただけのものと言っているのだ。

正木さんの論調を追ってみよう。

正木さんは、観世音寺に残る石臼の使用目的は寺院建造のための朱を粉にするものだとする。

その根拠は、一九八四年に、同志社大学三輪茂雄教授（紛体工学）九州歴史資料館・同志社大学森浩一教授（考古学）らの手によって行われた調査検討の結論が、「水を流しながら鉍石の粉鉍物質の原料、朱か金の原鉍を湿式粉碎するのに使用されたと推測した。古代における朱の製造は寺院の建設には必要不可欠であった」であったことと、現地伝承である、『筑前国続風土記』の記述、「観世音寺の前に、むかしの石臼とて、径三尺二寸五分、上臼厚さ八寸、下臼厚さ七寸五分なるあり。是は古昔此寺営作の時、朱を抹したる臼なりと云。」（『筑前国続風土記』「卷之七御笠郡上。観世音寺」貝原益軒・寛政十年一七九八）の一致に見る。

すなわち、このように、科学的分析結果と現地伝承を併せれば、「観世音寺の碾磑と称される石臼は、朱の原鉍を微粉碎するのに用いられた臼で、同寺院の建立時に使用されたもの」となる、と結論づけたのだ。

なんと現地伝承と言っても、観世音寺の創建時代からは1000年以上も経った江戸時代の伝承、しかも書紀記述や後世の史料を読むことが可能であった学者の説を現地伝承と称して、何の史料批判もせずに使用した。

その上でこの石臼の使用年代は白鳳10年だと結論づける。

その根拠の一つは、『日本書紀』天智九年（白鳳十年・六七〇）「是歳、水碓を造りて冶鉄す」の記事。そしてもう一つの根拠が、『二中歴』白鳳二三辛酉（六六一～六八三）「対馬採銀観世音寺東院造」などの後世史料で、観世音寺が白鳳年間に造営されたことは確実だからとするのだ。そして三つ目に、以上の結論と、観世音寺創建は、同寺の瓦が藤原京の瓦より古い川原寺と同形式の「老司1式」で、七世紀中・後半のものという考古学的知見とも矛盾しないことを挙げる。

なんと正木さんは、観世音寺の石臼は「碾磑」と呼ばれてきたことを無視してこれと「水碓」を同じとする通説と、観世音寺創建を七世紀中ごろ・後半とする考古学の通説も批判もせず前提にし、これに観世音寺創建は白鳳時代との後世史料群を持って自説を組み立てた。

この方法論が誤っていると大下さんが批判をしたのだが、正木さんの眼には大下批判などまるで入っていないかのような論旨展開だ。

このように結論づけたうえで、正木さんは大下批判を、大下批判を批判するという形を見せないで平然と行う。

すなわち、「碾磑」と「水碓」の項では、相も変わらず、『令義解』・職員令・主税寮条義解「碾磑とは水碓なり、米を作るを碾といい、麵を作るを磑といふ」を引用して、両者は

同じであり、そう判断できる理由を以下のように説いた。

すなわち、『令義解』の編纂は八三三年で、まさにその「唐代」。また、『書紀』が「水碓」を記す六七〇年も、『書紀』の完成（七二〇年）も、『養老令』編纂（七一八年～七五七年）も、同様に「唐代」だから、これらの編纂者はじめ同時代の倭国の知識人が碾磑についての知識を欠いていたとは到底考えられない。彼らは碾磑の何たるかを承知したうえで「水碓を造りて冶鉄す」「碾磑とは水碓なり」と書いたのだ、とする。

同じ「唐代」と言ってもその間には 100 年以上の年代が横たわっている。正木さんには 100 年以上の時が立てば人の認識が変化するという理解はないかのようだ。

そしてこう判断した元は、中国でも史書の記述において碾磑と水碓が明確に区別されていたとは考えられないということなのだ。それも碾磑と水碓の語がどの史書にあってどの史書にないかという調査に基づいたというのだ。そして史書が水碓のある史書群と碾磑のある史書群とに分かれてしまうことから、碾磑＝挽き臼、水碓＝搗き臼とすると、時代によって挽き臼、搗き臼がないというおかしなことになるから、中国では挽き臼、搗き臼の区別がないという、とても珍妙な結論を出してきた。

大下さんは史書を使うのではなく、その時代の技術書などを使って「碾磑」と「水碓」が同じなのか別物なのかを判断すべきだと批判し、そうした技術書でみれば両者は別物だと批判したのに、正木さんはまったくこの批判を無視する。

その上で正木さんは、観世音寺の石臼の記事は書紀推古紀 18 年の記事ではなく書紀天智紀 9 年の記事だとする根拠として、前記の科学的調査報告を挙げる。

それは、観世音寺の「碾磑」は中古品の再利用である可能性を示したものだ。

この可能性は、上下の臼の溝目の方向が反対であり、逆さにしてかぶせれば「同一方向の目」となり、粉碎物の送り出しがきかない。逆目なら目の交点が出来、これが回転につれ外に動き、中央部の供給口から投入された粉碎物を排出できるのに逆だ、という事実に基づく。そして調査した三輪氏は、「中国（あるいは我が国かも知れないが）で小麦製造その他の用途に使われていた碾磑の中古品を、上下石の組み合わせを変えて使用した。後述するように小麦製粉は無理としても、湿式粉碎（水流を利用する水挽き）であれば、水流による送り出し作用があるので、実用上差支えなかった。（『古代学 研究』第一〇八号・十頁）」と解釈されたのだ。

この見解に基づいて正木さんは結論を出す。

『日本書紀』推古十八年（六一一）春三月に、「高麗の王、僧曇徴・法定を貢上る。曇徴は五経を知れり。且能く彩色及び紙墨を作り、併て碾磑造る。蓋し碾磑を造ること、是時に始まるか」の記事があるが、この記事の「碾磑」と観世音寺に残る「碾磑」は別物であり、観世音寺に残る「碾磑」は、推古 18 年に初めて作られて以後に日本で作られた「既存の碾磑を冶金目的に再加工した可能性は十分考えられるだろう。もちろん下臼に合わせて上臼を新たに造った（或はその逆）も当然考えられよう。」と。

だから、現在、観世音寺に残されている「碾磑」と称する石臼は、「白鳳十年観世音寺の

建立時、朱（ベンガラ）の原鉱（鉄鉱石等）を湿式微粉砕するのに使用されたもの」である可能性が極めて高いといえる、と。

こうして正木さんは、先の大下批判は全く成り立たないとしたのだ。

だが最後に正木さんが示した科学調査の結論は、他の結論を導き出すことも可能なのだ。

正木さんは、臼の上下の目が逆なのはおかしいとの報告書の部分を引用しているが、これはあくまでもこの臼が小麦などを粉砕する用途に使っていたと考えれば目が逆だと言っているのに過ぎない。しかし正木さんが引用した別の資料では、「ところで、この臼は何を挽いたのであろうか。小麦だろうか。私はこの調査を行うまで、小麦であることを半ば期待していた。ところが答はノーであった。臼の目の形は、頂上が平らでしかも滑面になっているのである。これでは小麦の皮を破ることは不可能である。それに主溝が異常に深い。この目から、水を流しながら鉱石の粉鉱物質の原料、朱か金の原鉱を湿式粉砕するのに使用されたと推測した。古代における朱の製造は寺院の建設には必要不可欠であった。」（ブログ「観世音寺碾磑調査」より）と調査した三輪さんは述べているのだ。

つまり小麦を粉砕するものだとすると目は逆かもしれないが、「臼の目の形は、頂上が平らでしかも滑面になっているのである。これでは小麦の皮を破ることは不可能である。それに主溝が異常に深い。この目から、水を流しながら鉱石の粉鉱物質の原料、朱か金の原鉱を湿式粉砕するのに使用されたと」と推測したのだ。

つまり中古品の流用ではなく、元々水を流しながら鉱石の粉鉱物質の原料、朱か金の原鉱を湿式粉砕するための物として作られたと解釈することも可能なのだ。

とするならば、正木さんの論は成り立たなくなる。

こう見てくると正木さんは、大下さんの批判を無視したうえで、科学的報告の中の、観世音寺に残された「碾磑」が、白鳳10年の観世音寺創建時のものだと正木さんの考えに合う部分だけをクローズアップして、自分の論を組み立てたものだと判断できる。

この古田史学会報115号の正木論文で、論争は事実上終わってしまっている。

116号の古賀さんによる「白雉改元の宮殿「賀正礼」の史料批判」は大下批判がなかったかのようにして、自説をさらに拡大しただけであり、117号の大下さんによる「前期難波宮・九州王朝副都説批判 「史料根拠と考古学」について」は、この間の論争が詳細な専門的分野に入ってしまう、全体像が見えないからとして論点整理を行い、古賀さんが大下批判を無視して論を進めていることを批判するとともに、併せて、⑩⑪の古賀さん・正木さんの大下さんの批判に対する反批判論文の問題点を指摘したものだ。

そして2013年8月15日古田史学会報117号の「前期難波宮・九州王朝副都説批判 「史料根拠と考古学」について」を最後にして、大下さんの古賀・正木説批判は会報には全く掲載されなくなり、掲載されるのは、古賀さんと正木さんの論考だけとなっていく。

この事情は外から見ているだけではわからないが、この117号に掲載された古田さんの論文「「いじめ」の法則 続、「古田史学」の理論的考察」の4に、「会誌の編集は、難かし

い。特に、一人が編集者（A）と、一方の論争者（A）とを“兼ねて”いる場合、他の論争者（B）にとって「不十分」乃至「不満」の残る場合、少なしとしないのである。その場合、「他の編集者」（C）の言葉を“借りて”「編集上のルールに従っただけ」と言ってみても、他の論争者（B）には、“言い分け”としか、聞えない。第一、それは右にのべた「わたしの学問の方法」とは、なじまない。ハッキリ言えば「反する」ものだ。なぜなら「編集者グループの判断」といった“言い分”は、どの会誌、たとえば従来説の学者たちが、いずれも“使い古した”立場だからである。願わくば、「古田史学の会」は、わたしの信ずる「学問の姿勢」に従ってほしい。それが率直な、わたしの信条である。」との一文が、この間の事情を物語っているのだろうか。

古賀さんは洛中洛外日記で、以前は関西例会の報告を載せて、そこで行われた報告の題名と報告者名、そして興味深い報告の概要をかならず行っていたが、論争が始まって以後は、例会報告が途絶えてしまっているのが、様子がわからない。

ともかくも、「前期難波宮九州王朝副都説」を巡る、古賀さんと大下さんの論争は、2013年8月15日の古田史学会報117号で、突然の終りを告げてしまった。しかもその前の論争の調子が、個々の論の間違いだけではなく、大下さんによる、古賀説・正木説は、古田さんなど古田史学の会における先学の研究を無視したもので、その方法論も、古田さんが進めた実証主義歴史学の方法論とは異なり、それに反したものだとの提起がなされ、これに対して、古賀さんからは、大下論こそ、他人の説の誤解誤読に依拠したものだとの反論がなされる中で、突然論争が終わってしまったことに危惧を感じる。

後に大下さんから、関西例会で「前期難波宮九州王朝副都説」は古田史学とは無縁なものだとの報告をして、これを古田史学会報に掲載するよう要請したら断られ、結局この報告を多くの人に知ってもらうためには、この報告に注目した、東京の古田会から同趣旨の講演を頼まれ、これを東京古田会の機関紙に掲載してもらうことで初めて実現したとの話を聞かされたことに鑑みてみれば、古田さんが「いじめ」の法則 続、「古田史学」の理論的考察で指摘されたような、会報の独占と恣意的編集がなされた結果である可能性は高いと思われる。

まとめ：

「前期難波宮九州王朝副都説」を中心にした古賀・大下論争の詳細な点検と批判は以上のとおりである。

論争は2012年の夏あたりから冷静さを失い、相互の非難応酬の様相を呈して、2013年8月15日の古田史学会報117号で、突然の終りを告げてしまった。論争が個々の論点についての批判・反批判のレベルではなく、どちらがより正しく、古田さんの学説と方法論を継承しているのかという、正邪論争のレベルに入り込んでしまったために、論争ではなくて、会の運営権をも巡る権力闘争の様相を呈してしまったからであろう。

そもそも古賀さんが、大阪歴史博物館による前期難波宮は七世紀中ごろの朝堂院様式の宮殿であるとの説に触れ、これは古田さんの九州王朝説の根幹を揺るがしかねないものだと理解し、これを九州王朝説から解釈することは可能かと問い始めたのが、始まりであった。

この古賀さんの危惧は正当なものであり、学問的にも意味のあるものだ。

だがこのスタートの時点で古賀さんには大きな躓きがあった。

古田さんの九州王朝説は単なる仮説などではなく、一次史料である中国の正史群の記述に基づいて導き出された学説であり、同時代の国内史料で、多くの一次史料を引用しているが、近畿天皇家一元史観で歴史を歪め偽造したものである書紀や古事記によっても支えられるものである。この学説が古代史学会で認められないのは、古田説がまだ証明されていないからではなく、古田説が、明治以後の日本の国家構造を支える「万世一系の天皇家」神話を根幹から否定してしまう性格を持っているためであった。

だからこの古田さんの九州王朝説と根本から対立する性格をもつ考古学説が出てきた場合には、九州王朝論者が取るべき道は、第一に、その考古学説の基礎になっている考古学的事実が真実か否かを検証することなのである。

前期難波宮七世紀中期造営説に対しては、発掘された考古学的事実から真にこのように言い切れるのかどうかを、その発掘報告書や論争史を精査して確認し、考古学的事実の解釈が誤っている可能性を探ることであった。これを当初古賀さんが行うか、古賀さんの説に疑問を持つ人たちが、「発掘報告書や論争史を精査して確認し、考古学的事実の解釈が誤っている可能性を探ったのか」と古賀さんを批判し、共に確認精査作業を進めていたら、最初の段階から、この宮殿遺構が七世紀後半の天武期造営であるとの解釈も可能な考古学的事実が多数あることがわかったことと思う。

またこれに絡んで、九州王朝が評制を七世紀中ごろに施行したとの史料が出てきた場合にも、古賀さんのようにこの史料にあった「難波朝廷天下立評」を、前期難波宮に都した九州王朝が評制を全国施行したと即断しないで、元になった二次史料の内容を精査するとともに、一次史料群である書紀記述の中に、この二次史料が示す事実の痕跡なりとも存在しないのかとの観点から、書紀記述の精査を行っていたら、もっと豊かな研究成果が出て来たものと思う。

古賀説を批判した大下さんらも、後世の二次史料だけでは確定できないと批判するだけでなく、二次史料の精査と、書紀記述の精査を行い、併せて古田さんがすでに、評制は倭の五王の時代に行われた可能性を示唆しているのだから、この先行学説との整合性を史料に基づいて立証することができないかとの方向で論争を進めていたら、今のような水掛け論にはならなかったものと思う。

そして正木さんが古賀さんの「前期難波宮九州王朝副都説」「難波朝廷七世紀中ごろ天下立評説」を支えるようにして「書紀記事」の精査に入ったこと自身は学問的姿勢としては間違いではない。

古賀さんの説は考古学説と後世の二次史料に基づいたものなのだから、一次史料群である書紀記述の中にそれを支える史料や痕跡なりとも存在しないのかと考察を進めることは正しい方法である。

ただ正木さんはこれを行うに際して、古賀説と合うからとの理由で、史料根拠もなく書紀記述を次々と34年遡らせることが可能だとの恣意的解釈を行ってしまったところに間違いはある。そしてこれを批判した大下さんらが、恣意的解釈だと批判したことは正しいが、詳細な書紀記述の史料的事実に基づいた批判を行わなかったし、では正木説とは異なって書紀記述はどう読むのが正しいのかを提示しなかったことによって、ここも論争が水掛け論になってしまったのである。

論争の当事者双方が、古田さんの学問の方法を正しく理解してはいなかったのではないか。そして古田さんの学問の結論もまた正しく理解していなかったのではないか。双方ともに古田さんを崇めるだけで、その学問の方法論に基づいて古田説を理解し、その正誤を点検するとともに、古田さんが見つけれなかった歴史の真実を見つけたいこうとする姿勢に欠けていたのではないかと思う。

双方ともに、古田さんの学問の方法への理解が浅いまま、古田説をいかに防衛するかとの観点で動いていたように思えるのである。

このため考察すべき道筋が正しく理解されず、明らかにされるべきところが明らかにされないまま、論争が、古田説とその方法論を正しく継承しているのかという、正邪論争のレベルに入り込んでしまって、学問的論争ができなくなったというのが、この論争の真相であったと私は考える。

私のこの「論争を読む」を読んでいただき、もう一度論争の原点に立ち戻り、学問的論争に戻って行くことは可能だろうか。

「古田史学」の成果を継承するためにも、ぜひもう一度、学問的論争に戻ってもらいたいと切に希望している。

(2017年7月29日)